

## 公立大学法人宮城大学賃金規程検討資料

(H20.11.25)

賃金規程(案) Ver4.5	検討事項	修正案
<p>公立大学法人宮城大学賃金規程(案) v4.5</p> <p>第1章 総則 (目的と定義) 第1条 この公立大学法人宮城大学賃金規程(以下、「この規程」という)は、公立大学法人宮城大学就業規則(以下「就業規則」という。)第69条に従って、公立大学法人宮城大学(「法人」という)の正規の職員の賃金について定める。なお、非常勤職員・臨時職員等の有期雇用職員、再雇用職員の賃金については別に定める。</p> <p>(賃金の定義) 第2条 この規程で賃金とは、給料、手当、その他<del>法人が</del>勤労の対価として職員に対して支払うすべてのものをいう。</p> <p>(賃金の種類) 第3条 職員の賃金は給料及び諸手当とする。 2 給料は給料月額及び給料の調整額とする。 3 諸手当は管理職手当、家族手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、入試手当、<del>超過授業負担手当</del>、時間外勤務手当、休日勤務手当、深夜勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当とする。</p> <p>(賃金請求権) 第4条 この規程による賃金の請求権は2年間とし、この間に請求を行わなない場合には時効によって消滅する。</p> <p>第2章 給料 (給料月額) 第5条 各職員の受ける給料月額は、各職員の行なう職の種類ごとに、職務の等級及び職務能力の段階にもとづく給料表によって定める。</p> <p>(給料表) 第6条 給料表は、法人職員の職ごとに次に掲げる3つの種類とし、それぞれ教員、事務職員<del>及び</del>技能職員<del>に</del>適用する。 一 教育職給料表(別表第1) 二 事務職給料表(別表第2) 三 技能職給料表(別表第3) 2 前項の各職の給料表は、男女や国籍等の別なく、同一職の正規職員に等しく適用しなければならない。 3 給料表の改定は、宮城県における給料表改訂を参考にして、法人の財務運営状況の許す限りで行なうものとする。</p>	<p>就業規則根拠条項の変更による</p> <p>文言整理</p> <p>第5章に移してよいのでは</p> <p>文言整理 給料表は「等級」ではなく「級」</p> <p>文言整理</p>	<p>(目的と定義) 第1条 この公立大学法人宮城大学賃金規程(以下、「この規程」という)は、公立大学法人宮城大学就業規則(以下「就業規則」という。)第68条に従って、公立大学法人宮城大学(「法人」という)の正規の職員の賃金について定める。なお、非常勤職員・臨時職員等の有期雇用職員、再雇用職員の賃金については別に定める。</p> <p>(賃金の定義) 第2条 この規程で賃金とは、給料、手当、その他法人が勤労の対価として職員に対して支払うすべてのものをいう。</p> <p>(賃金の種類) 第3条 職員の賃金は給料及び諸手当とする。 2 給料は給料月額及び給料の調整額とする。 3 諸手当は管理職手当、<del>初任給調整手当</del>、家族手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、入試手当、<del>入試問題作成等手当</del>、時間外勤務手当、休日勤務手当、深夜勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当とする。</p> <p>(給料表) 第6条 給料表は、法人職員の職ごとに次に掲げる3つの種類とし、それぞれ教員、事務職員及び技能職員に適用する。 一 教育職給料表(別表第1) 二 事務職給料表(別表第2) 三 技能職給料表(別表第3) 2 前項の各職の給料表は、男女や国籍等の別なく、同一職の正規職員に等しく適用しなければならない。 3 給料表の改定は、宮城県における給料表改訂を参考にして、法人の財務運営状況の許す限りで行なうものとする。</p>

## 公立大学法人宮城大学賃金規程検討資料

(H20.11.25)

賃金規程(案) Ver4.5	検討事項	修正案																																																																																										
<p>(級と号俸)</p> <p>第7条 各職毎の職務の等級を各職の給料表の級とし、職務等級ごとの職務能力の段階を給料表の号俸とする。</p> <p>2 教育職員の給料表の級に適用する職位は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="136 395 445 579"> <thead> <tr> <th>級</th> <th>職位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td>助手・助教</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>講師</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>准教授</td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td>教授</td> </tr> </tbody> </table> <p>(全体動向も見て、将来は、新学校教育法に対応するよう改訂。)</p> <p>3 事務職員の給料表の級に適用する職務は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="136 638 822 1051"> <thead> <tr> <th>級</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td>定型的な業務</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>専門的な知識又は経験を必要とする業務</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>相当高度の専門的な知識又は経験を必要とする業務</td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td>主幹及びこれに相当する職務</td> </tr> <tr> <td>5級</td> <td>統括的業務を処理する次長及びこれに相当する職務(本学ではこれも課長とする)</td> </tr> <tr> <td>6級</td> <td>課長及びこれに相当する職務</td> </tr> <tr> <td>7級</td> <td>事務部長の職務</td> </tr> <tr> <td>8級</td> <td rowspan="2">(特別の場合を除き、本法人には基本的に適用なし、県行政職の級を援用している。)</td> </tr> <tr> <td>9級</td> </tr> </tbody> </table>	級	職位	1級	助手・助教	2級	講師	3級	准教授	4級	教授	級	職務	1級	定型的な業務	2級	専門的な知識又は経験を必要とする業務	3級	相当高度の専門的な知識又は経験を必要とする業務	4級	主幹及びこれに相当する職務	5級	統括的業務を処理する次長及びこれに相当する職務(本学ではこれも課長とする)	6級	課長及びこれに相当する職務	7級	事務部長の職務	8級	(特別の場合を除き、本法人には基本的に適用なし、県行政職の級を援用している。)	9級	<p>県における職務</p> <table border="1" data-bbox="860 635 1377 1128"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>標準的な職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td>定型的な業務を行う職務</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>専門的知識又は経験を必要とする業務を行う職務</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>1 主任主査及びこれに相当する職務 2 相当高度の専門的知識又は経験を必要とする業務を行う職務</td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td>1 本庁又は委員会の事務局の課長補佐及びこれに相当する職務 2 地方機関の長及びこれに相当する職務 3 困難な業務を行う主任主査及びこれに相当する職務</td> </tr> <tr> <td>5級</td> <td>1 本庁又は委員会の事務局の統括的業務を処理する課長補佐及びこれに相当する職務 2 相当困難な業務を所掌する地方機関の長及びこれに相当する職務</td> </tr> <tr> <td>6級</td> <td>1 本庁又は委員会の事務局の課長及びこれに相当する職務 2 困難な業務を所掌する地方機関の長及びこれに相当する職務</td> </tr> <tr> <td>7級</td> <td>1 本庁又は委員会の事務局の統括的業務を所掌する課の長及びこれに相当する職務 2 特に困難な業務を所掌する地方機関の長及びこれに相当する職務</td> </tr> <tr> <td>8級</td> <td>1 本庁の次長及びこれに相当する職務 2 委員会の事務局の次長(教育次長を含む。)及びこれに相当する職務 3 重要な業務を所掌する地方機関の長及びこれに相当する職務</td> </tr> <tr> <td>9級</td> <td>1 本庁の部長、局長及びこれに相当する職務 2 委員会の事務局の長及びこれに相当する職務 3 特に重要な業務を所掌する地方機関の長の職務</td> </tr> <tr> <td>10級</td> <td>本庁の特に重要な業務を所掌する部長の職務で人事委員会が認めるもの</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	標準的な職務	1級	定型的な業務を行う職務	2級	専門的知識又は経験を必要とする業務を行う職務	3級	1 主任主査及びこれに相当する職務 2 相当高度の専門的知識又は経験を必要とする業務を行う職務	4級	1 本庁又は委員会の事務局の課長補佐及びこれに相当する職務 2 地方機関の長及びこれに相当する職務 3 困難な業務を行う主任主査及びこれに相当する職務	5級	1 本庁又は委員会の事務局の統括的業務を処理する課長補佐及びこれに相当する職務 2 相当困難な業務を所掌する地方機関の長及びこれに相当する職務	6級	1 本庁又は委員会の事務局の課長及びこれに相当する職務 2 困難な業務を所掌する地方機関の長及びこれに相当する職務	7級	1 本庁又は委員会の事務局の統括的業務を所掌する課の長及びこれに相当する職務 2 特に困難な業務を所掌する地方機関の長及びこれに相当する職務	8級	1 本庁の次長及びこれに相当する職務 2 委員会の事務局の次長(教育次長を含む。)及びこれに相当する職務 3 重要な業務を所掌する地方機関の長及びこれに相当する職務	9級	1 本庁の部長、局長及びこれに相当する職務 2 委員会の事務局の長及びこれに相当する職務 3 特に重要な業務を所掌する地方機関の長の職務	10級	本庁の特に重要な業務を所掌する部長の職務で人事委員会が認めるもの	<p>(現在検討されている組織案に基づく下記案となる)</p> <p>3 事務職員の給料表の級に適用する職務は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1417 635 2107 1066"> <thead> <tr> <th>級</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td>定型的な業務</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>専門的な知識又は経験を必要とする業務</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>相当高度の専門的な知識又は経験を必要とする業務</td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td>主幹及びこれに相当する職務</td> </tr> <tr> <td>5級</td> <td>課長及びこれに相当する職務</td> </tr> <tr> <td>6級</td> <td>困難な業務を所掌する課長及びこれに相当する職務</td> </tr> <tr> <td>7級</td> <td>事務部長の職務</td> </tr> <tr> <td>8級</td> <td>(県からの格付けの職員が事務部長派遣されるかによって異なる。)</td> </tr> <tr> <td>9級</td> <td>(特別の場合を除き、本法人には基本的に適用なし、県行政職の級を援用している。)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>《県大室修正案》</p> <table border="1" data-bbox="1417 1155 2107 1458"> <thead> <tr> <th>級</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td>定型的な業務</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>専門的な知識又は経験を必要とする業務</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>相当高度の専門的な知識又は経験を必要とする業務</td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td>主幹及びこれに相当する職務</td> </tr> <tr> <td>5級</td> <td>課長及びこれに相当する職務</td> </tr> <tr> <td>6級</td> <td>困難な業務を所掌する課長及びこれに相当する職務</td> </tr> <tr> <td>7級</td> <td>事務部長の職務</td> </tr> <tr> <td>8級</td> <td rowspan="2">副学長の職務</td> </tr> <tr> <td>9級</td> </tr> </tbody> </table>	級	職務	1級	定型的な業務	2級	専門的な知識又は経験を必要とする業務	3級	相当高度の専門的な知識又は経験を必要とする業務	4級	主幹及びこれに相当する職務	5級	課長及びこれに相当する職務	6級	困難な業務を所掌する課長及びこれに相当する職務	7級	事務部長の職務	8級	(県からの格付けの職員が事務部長派遣されるかによって異なる。)	9級	(特別の場合を除き、本法人には基本的に適用なし、県行政職の級を援用している。)	級	職務	1級	定型的な業務	2級	専門的な知識又は経験を必要とする業務	3級	相当高度の専門的な知識又は経験を必要とする業務	4級	主幹及びこれに相当する職務	5級	課長及びこれに相当する職務	6級	困難な業務を所掌する課長及びこれに相当する職務	7級	事務部長の職務	8級	副学長の職務	9級
級	職位																																																																																											
1級	助手・助教																																																																																											
2級	講師																																																																																											
3級	准教授																																																																																											
4級	教授																																																																																											
級	職務																																																																																											
1級	定型的な業務																																																																																											
2級	専門的な知識又は経験を必要とする業務																																																																																											
3級	相当高度の専門的な知識又は経験を必要とする業務																																																																																											
4級	主幹及びこれに相当する職務																																																																																											
5級	統括的業務を処理する次長及びこれに相当する職務(本学ではこれも課長とする)																																																																																											
6級	課長及びこれに相当する職務																																																																																											
7級	事務部長の職務																																																																																											
8級	(特別の場合を除き、本法人には基本的に適用なし、県行政職の級を援用している。)																																																																																											
9級																																																																																												
職務の級	標準的な職務																																																																																											
1級	定型的な業務を行う職務																																																																																											
2級	専門的知識又は経験を必要とする業務を行う職務																																																																																											
3級	1 主任主査及びこれに相当する職務 2 相当高度の専門的知識又は経験を必要とする業務を行う職務																																																																																											
4級	1 本庁又は委員会の事務局の課長補佐及びこれに相当する職務 2 地方機関の長及びこれに相当する職務 3 困難な業務を行う主任主査及びこれに相当する職務																																																																																											
5級	1 本庁又は委員会の事務局の統括的業務を処理する課長補佐及びこれに相当する職務 2 相当困難な業務を所掌する地方機関の長及びこれに相当する職務																																																																																											
6級	1 本庁又は委員会の事務局の課長及びこれに相当する職務 2 困難な業務を所掌する地方機関の長及びこれに相当する職務																																																																																											
7級	1 本庁又は委員会の事務局の統括的業務を所掌する課の長及びこれに相当する職務 2 特に困難な業務を所掌する地方機関の長及びこれに相当する職務																																																																																											
8級	1 本庁の次長及びこれに相当する職務 2 委員会の事務局の次長(教育次長を含む。)及びこれに相当する職務 3 重要な業務を所掌する地方機関の長及びこれに相当する職務																																																																																											
9級	1 本庁の部長、局長及びこれに相当する職務 2 委員会の事務局の長及びこれに相当する職務 3 特に重要な業務を所掌する地方機関の長の職務																																																																																											
10級	本庁の特に重要な業務を所掌する部長の職務で人事委員会が認めるもの																																																																																											
級	職務																																																																																											
1級	定型的な業務																																																																																											
2級	専門的な知識又は経験を必要とする業務																																																																																											
3級	相当高度の専門的な知識又は経験を必要とする業務																																																																																											
4級	主幹及びこれに相当する職務																																																																																											
5級	課長及びこれに相当する職務																																																																																											
6級	困難な業務を所掌する課長及びこれに相当する職務																																																																																											
7級	事務部長の職務																																																																																											
8級	(県からの格付けの職員が事務部長派遣されるかによって異なる。)																																																																																											
9級	(特別の場合を除き、本法人には基本的に適用なし、県行政職の級を援用している。)																																																																																											
級	職務																																																																																											
1級	定型的な業務																																																																																											
2級	専門的な知識又は経験を必要とする業務																																																																																											
3級	相当高度の専門的な知識又は経験を必要とする業務																																																																																											
4級	主幹及びこれに相当する職務																																																																																											
5級	課長及びこれに相当する職務																																																																																											
6級	困難な業務を所掌する課長及びこれに相当する職務																																																																																											
7級	事務部長の職務																																																																																											
8級	副学長の職務																																																																																											
9級																																																																																												

## 公立大学法人宮城大学賃金規程検討資料

(H20.11.25)

賃金規程(案) Ver4.5	検討事項	修正案										
<p>4 技能職員の職務の等級に適用する職務は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="138 280 824 544"> <thead> <tr> <th>級</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td>技師(農場・運転業務)の職務</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>相当の技能または経験を必要とする技師の職務(農場・運転業務)</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>高度の技能または経験を必要とする技師(農場・運転業務)</td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td>技師(農場業務主任)の職務</td> </tr> </tbody> </table> <p>第8条 理事長は、各職員の職務の等級を職の種類ごとの資格審査(選考)によって、また各職員の職務能力の段階を職務経験年数を踏まえた職務遂行能力の評価によって、定めるものとする。</p> <p>(初任給,昇格,昇給等の基準)</p> <p>第9条 理事長は、理事会の議を経て、各職の職務の等級毎の定数を設定し、又は改定することができる。</p> <p>2 職員の職務の等級は、前項の職員の職務の等級毎の定数の範囲内で決定する。</p> <p>3 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号俸は、別表4に定める基準に従い決定する。</p> <p>4 職員が同じ職種の1つの等級から他の等級に移った場合の昇格または降格における他の等級における号俸は、次のとおり理事会が定める。</p> <p>一 職員を同じ職務の1つの等級から他の等級に昇格させる場合における新しい等級におけるその者の号俸は、新しい等級の号俸の額が昇格の前日に受けていた旧い等級の額を超える号俸とする。</p> <p>二 職員を同じ職務の1つの等級から他の等級に降格させる場合におけるその者の号俸は、降格した日の前日に受けていた号俸と同じ額の号俸または、直近下位の額の号俸とする。2級以上の降格では、1級下位の等級への降格が順次行われた場合の号俸とする。</p> <p>(昇給の方法・基準等)</p> <p>第10条 職員の昇給は、予算の範囲内で、毎年1月1日(以下「昇給日」という。)に行なう。</p> <p>2 昇給は、各職員の同一等級の号俸を年間の勤務成績によって、8、6、4、2、0の区分で行うものとする。標準の昇給(以下「標準昇給」という)は4号俸とする。</p> <p>3 昇給の原則を次のとおりとする。ただし、予算との関係で昇給の人数や程度に制限を設ける場合がある。</p> <p>一 職員が減給以上の懲戒処分を受けた年については、昇給しない。</p>	級	職務	1級	技師(農場・運転業務)の職務	2級	相当の技能または経験を必要とする技師の職務(農場・運転業務)	3級	高度の技能または経験を必要とする技師(農場・運転業務)	4級	技師(農場業務主任)の職務	<p>文言整理 給料表は「等級」ではなく「級」</p>	<p>4 技能職員の職務の等級に適用する職務は、次のとおりとする。</p> <p>(初任給,昇格,昇給等の基準)</p> <p>第9条 理事長は、理事会の議を経て、各職の職務の級毎の定数を設定し、又は改定することができる。</p> <p>2 職員の職務の級は、前項の職員の職務の級毎の定数の範囲内で決定する。</p> <p>3 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号俸は、別表4に定める基準に従い決定する。</p> <p>4 職員が同じ職種の1つの級から他の級に移った場合の昇格または降格における他の等級における号俸は、次のとおり理事会が定める。</p> <p>一 職員を同じ職務の1つの級から他の級に昇格させる場合における新しい級におけるその者の号俸は、新しい級の号俸の額が昇格の前日に受けていた旧い級の額を超える号俸とする。</p> <p>二 職員を同じ職務の1つの級から他の級に降格させる場合におけるその者の号俸は、降格した日の前日に受けていた号俸と同じ額の号俸または、直近下位の額の号俸とする。2級以上の降格では、1級下位の級への降格が順次行われた場合の号俸とする。</p> <p>(昇給の方法・基準等)</p> <p>第10条</p> <p>2 昇給は、各職員の同一級の号俸を年間の勤務成績によって、8、6、4、2、0の区分で行うものとする。標準の昇給(以下「標準昇給」という)は4号俸とする。</p>
級	職務											
1級	技師(農場・運転業務)の職務											
2級	相当の技能または経験を必要とする技師の職務(農場・運転業務)											
3級	高度の技能または経験を必要とする技師(農場・運転業務)											
4級	技師(農場業務主任)の職務											

## 公立大学法人宮城大学賃金規程検討資料

(H20.11.25)

賃金規程(案) Ver4.5	検討事項	修正案																				
<p>二 職員が、病気・介護・欠勤等によって所定労働日の半数以上を休業した年は昇給しない。</p> <p>三 教員評価の総合評価で最低評価「1」が2年以上連続した教員については、昇給しない。</p> <p>四 病気・介護・欠勤等によって所定労働日の1/6以上を休業した職員は、2号俸昇給する。</p> <p>五 教員評価の総合評価で「1」の評価の教員は2号俸昇給する。</p> <p>六 教員評価の総合評価で「2」「3」「4」評価の教員は4号俸、部門評価の「5」評価(部門優秀者)の教員は6号俸、総合評価の「5」評価(総合優秀者)の教員は8号俸昇給する。</p> <p>七 事務職員、技能職員評価も理事会が別に定めるところにより同様に昇給に反映させる。</p> <p>4 前項で、教育職給料表の級が4級であるもの、事務職給料表の級が7級以上であるものにあつては、標準昇給を3号俸とする。標準昇給を超える昇給は、4号俸、5号俸とする。</p> <p>5 第2項で、55歳(技能職の職員は57歳)に達した職員の翌年からの標準昇給は3号俸(前項に該当する職員は2号俸)とする。標準昇給を超える昇給は、4号俸、5号俸とする。</p> <p>6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことはできない。</p> <p>(給料の調整額)</p> <p>第11条 次の各号に掲げる職を占める職員には、当該職の特別の資格や負荷あるいは競争条件あるいは社会的な評価の特殊性に基づき、当該職を占める期間に限り、その給料月額に加えて給料の調整額を支給する。</p> <p>一 研究科担当調整額。研究科の授業を正規に実際に担当する教員の給料月額への調整額。</p> <p><del>二 医師調整額。学部の必要により教員に採用された医師の給料月額に対し、別に定める初任給調整額を最大3-5年間支払う調整額。</del></p> <p><del>三 その他、理事長が特に必要と認め、年次計画において県と協議して認められた場合、顕著な業績等を有する教授、准教授や専門職員について、調整額を加算する。</del></p> <p>2 研究科担当教員の調整額は次の表に定める月額とする。博士課程後期3年の課程研究指導教員の調整額はこれを2倍する。</p> <table border="1" data-bbox="138 1249 696 1437"> <thead> <tr> <th>適用される給料表及び職務の級</th> <th>額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育職給料表 1級</td> <td>10,600円</td> </tr> <tr> <td>教育職給料表 2級</td> <td>12,100円</td> </tr> <tr> <td>教育職給料表 3級</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td>教育職給料表 4級</td> <td>15,400円</td> </tr> </tbody> </table> <p>但し、その額が給料月額の4.5%を超えるときは、給料月額の4.5%</p>	適用される給料表及び職務の級	額	教育職給料表 1級	10,600円	教育職給料表 2級	12,100円	教育職給料表 3級	12,900円	教育職給料表 4級	15,400円	<p>第2号の医師調整額は、初任給調整手当として別に規定すべき</p> <p>給料の調整額に含めて規定すると、期末手当、勤勉手当の算定基礎に含まれることとなる。</p> <p>第3号：給料の調整額の趣旨(特殊性、困難性)に合わない。顕著な業績は、昇給、勤勉手当で反映すべき</p>	<p>(給料の調整額)</p> <p>第11条 研究科の授業を正規に実際に担当する教員には、当該職の特別の資格や負荷あるいは競争条件あるいは社会的な評価の特殊性に基づき、当該職を占める期間に限り、給料月額に加えて次の表に定める給料の調整額を支給する。但し、その額が給料月額の4.5%を超えるときは、給料月額の4.5%とする。</p> <table border="1" data-bbox="1406 1062 1964 1251"> <thead> <tr> <th>適用される給料表及び職務の級</th> <th>額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育職給料表 1級</td> <td>10,600円</td> </tr> <tr> <td>教育職給料表 2級</td> <td>12,100円</td> </tr> <tr> <td>教育職給料表 3級</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td>教育職給料表 4級</td> <td>15,400円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 研究科担当教員のうち、博士課程後期3年の課程研究指導教員の調整額はこれを2倍する。</p>	適用される給料表及び職務の級	額	教育職給料表 1級	10,600円	教育職給料表 2級	12,100円	教育職給料表 3級	12,900円	教育職給料表 4級	15,400円
適用される給料表及び職務の級	額																					
教育職給料表 1級	10,600円																					
教育職給料表 2級	12,100円																					
教育職給料表 3級	12,900円																					
教育職給料表 4級	15,400円																					
適用される給料表及び職務の級	額																					
教育職給料表 1級	10,600円																					
教育職給料表 2級	12,100円																					
教育職給料表 3級	12,900円																					
教育職給料表 4級	15,400円																					

公立大学法人宮城大学賃金規程検討資料

(H20.11.25)

賃金規程(案) Ver4.5	検討事項	修正案																																																														
<p>とする。</p> <p>第3章 手当 (管理職手当) 第12条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち次の表に定める職にある者(以下この規程で「管理職員」という)に、その職務の特殊性に基づき毎月同表に掲げる額を支給する。</p> <table border="1" data-bbox="159 483 752 946"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>看護学部長</td> <td rowspan="3">122,900円</td> </tr> <tr> <td>事業構想学部長</td> </tr> <tr> <td>食産業学部長</td> </tr> <tr> <td>看護学研究科長</td> <td rowspan="3">96,200円</td> </tr> <tr> <td>事業構想学研究科長</td> </tr> <tr> <td>(食産業学研究科長)</td> </tr> <tr> <td>学生部長</td> <td>96,200円</td> </tr> <tr> <td>総合情報センター長</td> <td rowspan="3">80,200円</td> </tr> <tr> <td>国際センター長</td> </tr> <tr> <td>地域連携センター長</td> </tr> <tr> <td>副学部長</td> <td rowspan="2">39,700円</td> </tr> <tr> <td>副研究科長</td> </tr> <tr> <td>事務部長</td> <td>65,600円</td> </tr> <tr> <td>課長</td> <td>44,300円~57,800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 職員が、月の全労働日数にわたって勤務しなかった場合は、管理職手当は支給しない。</p>	職	額	看護学部長	122,900円	事業構想学部長	食産業学部長	看護学研究科長	96,200円	事業構想学研究科長	(食産業学研究科長)	学生部長	96,200円	総合情報センター長	80,200円	国際センター長	地域連携センター長	副学部長	39,700円	副研究科長	事務部長	65,600円	課長	44,300円~57,800円	<p>副学部長、副研究科長の算定基礎要確認</p> <p>事務部長の格付けによって額が変動する</p> <p>・副学長：教4級2種 行(再)9級2種又は行(再)8級3種</p> <p>・学部長：教4級4種</p> <p>・研究科長：教4級4種</p> <p>・学生部長：教4級4種</p> <p>・センター長：教4級5種</p> <p>・事務部長：行(再)7級4種</p> <p>・課長：行(再)5級7種~行(再)6級5種</p> <p>給料の調整額から独立(期末・勤勉手当の基礎額)に含めな</p>	<p>第3章 手当 (管理職手当) 第12条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち次の表に定める職にある者(以下この規程で「管理職員」という)に、その職務の特殊性に基づき毎月同表に掲げる額を支給する。</p> <table border="1" data-bbox="1442 483 2036 952"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>看護学部長</td> <td rowspan="3">122,900円</td> </tr> <tr> <td>事業構想学部長</td> </tr> <tr> <td>食産業学部長</td> </tr> <tr> <td>看護学研究科長</td> <td rowspan="3">96,200円</td> </tr> <tr> <td>事業構想学研究科長</td> </tr> <tr> <td>(食産業学研究科長)</td> </tr> <tr> <td>学生部長</td> <td>96,200円</td> </tr> <tr> <td>総合情報センター長</td> <td rowspan="3">80,200円</td> </tr> <tr> <td>国際センター長</td> </tr> <tr> <td>地域連携センター長</td> </tr> <tr> <td>副学部長</td> <td rowspan="2">39,700円</td> </tr> <tr> <td>副研究科長</td> </tr> <tr> <td>事務部長</td> <td>79,700円~94,000円</td> </tr> <tr> <td>課長</td> <td>39,700円~41,600円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>《県大室修正案》</p> <table border="1" data-bbox="1442 1038 2036 1319"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>副学長(教員)</td> <td>122,900円</td> </tr> <tr> <td>副学長(事務職員)</td> <td>79,800円~103,900円</td> </tr> <tr> <td>学部長</td> <td rowspan="3">96,200円</td> </tr> <tr> <td>研究科長</td> </tr> <tr> <td>学生部長</td> </tr> <tr> <td>センター長</td> <td>80,200円</td> </tr> <tr> <td>事務部長</td> <td>65,600円</td> </tr> <tr> <td>課長</td> <td>29,500円~48,200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 職員が、月の全労働日数にわたって勤務しなかった場合は、管理職手当は支給しない。</p> <p>(初任給調整手当) 第13条 学部の必要により採用された医師に対し、別表第5に定める額を支</p>	職	額	看護学部長	122,900円	事業構想学部長	食産業学部長	看護学研究科長	96,200円	事業構想学研究科長	(食産業学研究科長)	学生部長	96,200円	総合情報センター長	80,200円	国際センター長	地域連携センター長	副学部長	39,700円	副研究科長	事務部長	79,700円~94,000円	課長	39,700円~41,600円	職	額	副学長(教員)	122,900円	副学長(事務職員)	79,800円~103,900円	学部長	96,200円	研究科長	学生部長	センター長	80,200円	事務部長	65,600円	課長	29,500円~48,200円
職	額																																																															
看護学部長	122,900円																																																															
事業構想学部長																																																																
食産業学部長																																																																
看護学研究科長	96,200円																																																															
事業構想学研究科長																																																																
(食産業学研究科長)																																																																
学生部長	96,200円																																																															
総合情報センター長	80,200円																																																															
国際センター長																																																																
地域連携センター長																																																																
副学部長	39,700円																																																															
副研究科長																																																																
事務部長	65,600円																																																															
課長	44,300円~57,800円																																																															
職	額																																																															
看護学部長	122,900円																																																															
事業構想学部長																																																																
食産業学部長																																																																
看護学研究科長	96,200円																																																															
事業構想学研究科長																																																																
(食産業学研究科長)																																																																
学生部長	96,200円																																																															
総合情報センター長	80,200円																																																															
国際センター長																																																																
地域連携センター長																																																																
副学部長	39,700円																																																															
副研究科長																																																																
事務部長	79,700円~94,000円																																																															
課長	39,700円~41,600円																																																															
職	額																																																															
副学長(教員)	122,900円																																																															
副学長(事務職員)	79,800円~103,900円																																																															
学部長	96,200円																																																															
研究科長																																																																
学生部長																																																																
センター長	80,200円																																																															
事務部長	65,600円																																																															
課長	29,500円~48,200円																																																															

## 公立大学法人宮城大学賃金規程検討資料

(H20.11.25)

賃金規程(案) Ver4.5	検討事項	修正案																				
<p>(家族手当)</p> <p><b>第13条</b> 家族手当は、生計を共にする家族または扶養する親族のある職員にそれらの者が他の親族の家族手当や民間事業所の手当の対象ではなく、また年額130万円以上の恒常的な収入がない場合に支給する。</p> <p>2 対象親族と1人の支給額を次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="152 486 766 737"> <thead> <tr> <th>対象親族</th> <th>一人の支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 配偶者(婚姻届はないが事実上の婚姻関係にある者を含む)</td> <td>月額13,000円</td> </tr> <tr> <td>二 当該年度内に満22歳に達するまでの子及び孫、弟妹</td> <td>月額6,000円</td> </tr> <tr> <td>三 満60歳以上の父母及び祖父母</td> <td>月額6,000円</td> </tr> <tr> <td>四 重度心身障害者</td> <td>月額6,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>3</b> 職員に配偶者がいない場合の対象親族二から四については、11,000円とする。</p> <p><b>4.5</b> 当該年度内に満15歳に達し、当該年度内に満22歳に達するまでの「特定期間の子」がいる場合には、5,000円×特定期間の子の数<del>で</del>で計算した額を加算する。</p> <p>(家族状況届と確認)</p> <p><b>第14条</b> 職員は、家族手当の対象となる状況に係る追加や変更がある場合には、家族状況届により15日以内に理事長に届け出なければならない。職員の届出の遅れ等によって過大又は不当に受給していたことが判明した場合、その全額を返納しなければならない。</p> <p>2 理事長は、現に家族手当の支給を受けている職員が家族手当の要件を具備しているかどうかを原則年1回確認するものとする。</p> <p>(地域手当)</p> <p><b>第15条</b> 大和キャンパス及び太白キャンパスが、平均の物価・賃金水準等々の生活条件からいって、仙台市地域の特性を持つことから、職員に地域手当を支給する。</p> <p>2 地域手当月額 = (給料 + 管理職手当 + 家族手当) × 0.03<del>と</del>とする。</p> <p>(住居手当)</p> <p><b>第16条</b> 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員にそれぞれに規定</p>	対象親族	一人の支給額	一 配偶者(婚姻届はないが事実上の婚姻関係にある者を含む)	月額13,000円	二 当該年度内に満22歳に達するまでの子及び孫、弟妹	月額6,000円	三 満60歳以上の父母及び祖父母	月額6,000円	四 重度心身障害者	月額6,000円	<p>いため</p> <p>第3項11,000円は1人目のみ扶養親族でない配偶者がある場合の規定が必要</p>	<p>給する。この場合における期間の区分の適用は、学校教育法に規定する大学卒業の日を起算日とする。</p> <p>(家族手当)</p> <p><b>第14条</b> 家族手当は、生計を共にする家族または扶養する親族のある職員にそれらの者が他の親族の家族手当や民間事業所の手当の対象ではなく、また年額130万円以上の恒常的な収入がない場合に支給する。</p> <p>2 対象親族と1人の支給額を次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1435 486 2049 737"> <thead> <tr> <th>対象親族</th> <th>一人の支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 配偶者(婚姻届はないが事実上の婚姻関係にある者を含む)</td> <td>月額13,000円</td> </tr> <tr> <td>二 当該年度内に満22歳に達するまでの子及び孫、弟妹</td> <td>月額6,000円</td> </tr> <tr> <td>三 満60歳以上の父母及び祖父母</td> <td>月額6,000円</td> </tr> <tr> <td>四 重度心身障害者</td> <td>月額6,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>3</b> 職員に配偶者がいない場合の前項の表第2号から第4号までのうち、1人については11,000円とする。</p> <p><b>4</b> 職員に扶養親族でない配偶者がある場合の前項の表第2号から第4号までのうち、1人については6,500円とする。</p> <p><b>5</b> 当該年度内に満15歳に達し、当該年度内に満22歳に達するまでの「特定期間の子」がいる場合には、5,000円×特定期間の子の数で計算した額を加算する。</p> <p><b>第15条</b></p> <p>(地域手当)</p> <p><b>第16条</b> 大和キャンパス及び太白キャンパスが、平均の物価・賃金水準等々の生活条件からいって、仙台市地域の特性を持つことから、職員に地域手当を支給する。</p> <p>2 地域手当月額 = (給料 + 管理職手当 + 家族手当) × 0.03とする。</p> <p><b>第17条</b></p>	対象親族	一人の支給額	一 配偶者(婚姻届はないが事実上の婚姻関係にある者を含む)	月額13,000円	二 当該年度内に満22歳に達するまでの子及び孫、弟妹	月額6,000円	三 満60歳以上の父母及び祖父母	月額6,000円	四 重度心身障害者	月額6,000円
対象親族	一人の支給額																					
一 配偶者(婚姻届はないが事実上の婚姻関係にある者を含む)	月額13,000円																					
二 当該年度内に満22歳に達するまでの子及び孫、弟妹	月額6,000円																					
三 満60歳以上の父母及び祖父母	月額6,000円																					
四 重度心身障害者	月額6,000円																					
対象親族	一人の支給額																					
一 配偶者(婚姻届はないが事実上の婚姻関係にある者を含む)	月額13,000円																					
二 当該年度内に満22歳に達するまでの子及び孫、弟妹	月額6,000円																					
三 満60歳以上の父母及び祖父母	月額6,000円																					
四 重度心身障害者	月額6,000円																					

## 公立大学法人宮城大学賃金規程検討資料

(H20.11.25)

賃金規程(案) Ver4.5	検討事項	修正案																		
<p>する額を支給する。但し、宮城大学教員宿舍及び宮城県職員宿舍の貸与者を除く。</p> <p>一 月額12,000円を超える家賃を支払って職員自身が居住する住宅(貸間を含む)を借り受けている職員に、次の額。</p> <table border="1" data-bbox="136 368 833 568"> <thead> <tr> <th>家賃月額</th> <th>住居手当月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,001~23,000円</td> <td>(家賃月額-12,000)円</td> </tr> <tr> <td>23,000~55,000円</td> <td>((家賃月額-23,000)×0.5+11,000)円</td> </tr> <tr> <td>55,000円~</td> <td>27,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>二 自己所有の住宅(マンション等を含む) <del>を取得し</del>居住した世帯主である職員に取得後月額3,000円</p> <p>(住居状況届と確認)</p> <p>第17条 職員は、住居手当に係る状況に変更がある場合には、住居状況届によりこれを15日以内に理事長に届け出なければならない。職員は届出が遅れて過大又は不当に受給していたことが判明した場合、その全額を返納しなければならない。</p> <p>2 理事長は、現に住居手当の支給を受けている職員の住居状況が住居手当の要件を具備しているかどうかを原則年1回確認するものとする。</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第18条 通勤手当は、通勤距離が片道2キロメートル以上である職員に次の各号の区分に応じて支給する。なお、通勤距離が片道2キロメートル未満であっても身体的に徒歩等の通勤に著しく支障がある場合には申し出ること。</p> <p>一 通勤のため交通機関又は有料道路を利用し、運賃又は料金を負担することを常例とする職員に運賃等相当月額。算定方法は別に定めるとおりとする。</p> <p>二 通勤のため自家用車等の使用を常例とする職員にその距離に応じた月額。金額の詳細及び普通自動車以外を使用する場合には、別表5に定める。</p> <table border="1" data-bbox="136 1217 748 1441"> <thead> <tr> <th>距離</th> <th>支給月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4km以上10km未満</td> <td>4,100円~6,000円</td> </tr> <tr> <td>10km以上20km未満</td> <td>7,000円~11,300円</td> </tr> <tr> <td>20km以上30km未満</td> <td>12,500円~17,100円</td> </tr> <tr> <td>30km以上40km未満</td> <td>18,300円~23,000円</td> </tr> </tbody> </table>	家賃月額	住居手当月額	12,001~23,000円	(家賃月額-12,000)円	23,000~55,000円	((家賃月額-23,000)×0.5+11,000)円	55,000円~	27,000円	距離	支給月額	4km以上10km未満	4,100円~6,000円	10km以上20km未満	7,000円~11,300円	20km以上30km未満	12,500円~17,100円	30km以上40km未満	18,300円~23,000円	<p>限度額を明記する必要あり</p> <p>別表5があるため左表は必要なし</p>	<p>二 自己所有の住宅(マンション等を含む)に居住する世帯主である職員に月額3,000円</p> <p>第18条</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第19条 通勤手当は、通勤距離が片道2キロメートル以上である職員に次の各号の区分に応じて支給する。なお、通勤距離が片道2キロメートル未満であっても身体的に徒歩等の通勤に著しく支障がある場合には申し出ること。</p> <p>一 通勤のため交通機関又は有料道路を利用し、運賃又は料金を負担することを常例とする職員に運賃等相当月額(1か月当たりの運賃等相当額が55,000円を超える場合は、超える額の2分の1を加算し、65,000円を限度とする)。算定方法は別に定めるとおりとする。</p> <p>二 通勤のため自家用車等の使用を常例とする職員にその距離に応じた月額。金額の詳細及び普通自動車以外を使用する場合には、別表6に定める。</p>
家賃月額	住居手当月額																			
12,001~23,000円	(家賃月額-12,000)円																			
23,000~55,000円	((家賃月額-23,000)×0.5+11,000)円																			
55,000円~	27,000円																			
距離	支給月額																			
4km以上10km未満	4,100円~6,000円																			
10km以上20km未満	7,000円~11,300円																			
20km以上30km未満	12,500円~17,100円																			
30km以上40km未満	18,300円~23,000円																			

## 公立大学法人宮城大学賃金規程検討資料

(H20.11.25)

賃金規程(案) Ver4.5	検討事項	修正案						
<table border="1"> <tr> <td>40km以上50km未満</td> <td>24,200円～28,900円</td> </tr> <tr> <td>50km以上60km未満</td> <td>30,000円～32,100円</td> </tr> <tr> <td>60km以上</td> <td>33,000円</td> </tr> </table>	40km以上50km未満	24,200円～28,900円	50km以上60km未満	30,000円～32,100円	60km以上	33,000円	<p>三 及び の両方を通勤の常例とする職員に運賃等相当額及び自家用車通勤距離等に応じた月額。算定方法は別に定めるとおりとする。</p> <p>2 通勤手当は、月額支給を原則とするが、事情により「支給単位期間」の最初の月の給料支給日に支給することがある。「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6ヶ月を超えない範囲内で1ヶ月を単位として別に定める期間をいう。</p> <p>(通勤状況届と確認)</p> <p><b>第19条</b> 職員は、通勤手当に係る状況に変更がある場合には、通勤状況届によりこれを15日以内に理事長に届け出なければならない。職員は届出の遅れ等により過大又は不当に受給していたことが判明した場合、その全額を返納しなければならない。</p> <p>2 理事長は、現に通勤手当の支給を受けている職員の通勤状況が通勤手当の要件を具備しているかどうかを原則年1回確認するものとする。</p> <p>(単身赴任手当)</p> <p><b>第20条</b> 本法人への転勤による異動(県職員の派遣の場合に限る)の際、配偶者と別居し単身赴任せざるをえず、かつ距離的に配偶者の居所から通勤できない事情があるなどやむを得ない事情がある職員に、この事情を審査の上で、単身赴任手当を支給する。<del>なお、開学時の特別措置により単身赴任手当の支給を受けている職員については支給を継続する。</del></p> <p>2 単身赴任手当の月額は、23,000円に45,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額とする。後者は、職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が別に定める距離以上である職員について、別に定めるところにより算定した額とする。</p> <p>(単身赴任届と確認)</p> <p><b>第21条</b> 職員は、単身赴任に係る状況に変更がある場合には、単身赴任状況届によりこれを15日以内に理事長に届け出なければならない。職員は届出の遅れ等により過大又は不当に受給していたことが判明した場合、その全額を返納しなければならない。</p> <p>2 理事長は、現に単身赴任手当の支給を受けている職員の状況が単身赴任手当の要件を具備しているかどうかを原則年1回確認するものとする。</p>	<p>三 <b>第1号及び第2号</b>の両方を通勤の常例とする職員に運賃等相当額及び自家用車通勤距離等に応じた月額(1か月当たりの運賃等相当額及び自家用車通勤距離等に応じた月額が55,000円を超える場合は、超える額の2分の1を加算し、65,000円を限度とする)。算定方法は別に定めるとおりとする。</p> <p><b>第20条</b></p> <p><b>第21条</b></p> <p><b>第22条</b></p>
40km以上50km未満	24,200円～28,900円							
50km以上60km未満	30,000円～32,100円							
60km以上	33,000円							
	<p>附則第2項で対応可</p>							

## 公立大学法人宮城大学賃金規程検討資料

(H20.11.25)

賃金規程(案) Ver4.5	検討事項	修正案
<p>(入試手当)</p> <p><b>第22条</b> 休日に実施される大学入試センター試験業務に従事した職員に入試手当を支払う。</p> <p>2 前項の手当の額は、毎年の大学入試センター負担の実施経費の範囲で決定する。</p> <p>3 休日に実施するその他の入学試験業務に従事した職員に、1日につき1,000円を支給するほか、休日の振り替えを行なう。</p> <p>4 その他入試問題作題等入試関連の特殊な任務に従事した職員に、別に定めるところにより手当を支払う。</p> <p>(超過授業負担手当)</p> <p><b>第23条</b> 学士課程教育のカリキュラムの必要から授業時間数が特に多い教員に、超過授業負担手当を支払う。</p> <p>2 超過授業負担手当は、次のように計算した学士課程(共通教育及び学部専門教育)の毎週授業時間数が平均12時間(1学期だけでは週8回、2学期をとおした通年授業で週4回)を超えた場合に支払う。</p> <p>一 当該学期に授業時間割上の公式授業90分を週平均何回担当したかという毎週授業時間数で計算する。</p> <p>二 90分授業を1学期に週2回行なう場合と、2学期にわたって週1回行なう場合は同等と計算する。後者の通年授業は後期に算入する。</p> <p>三 時間割に表示されている教員について次の要因を加味して教員の担当時間及び単位時間負担で測った実質授業負担(延べ時間換算)を算定する。端数は四捨五入により0.5時間単位にまとめる。(以下は詳しくないので末尾別表や教員評価ルールとして別記。)</p> <p>イ 時間割にあっても履修届がない場合や特別講義のように主として名義だけの場合には、ゼロ時間として計算する</p> <p>ロ 共同担当(助教も含め担当者として明示すること)で交代制の場合には、回数割りにする。</p> <p>ハ n人の共同担当(助教も含め担当者として明示すること)で全員毎回授業を行なう場合には、<math>1/n</math> を乗じる。例:2人の共同担当では、<math>1/1.414</math>、3人では<math>1/1.732</math>、4人では<math>1/2</math>、5人では<math>1/2.236</math>、・・・人では<math>1/3</math>。</p> <p>ニ 授業のなかで外部講師を用いる場合には、その回数分については0.3を乗じる。</p> <p>ホ 助教等の臨地看護実習は、前期または後期(9月開始以降)の授業としてカウントし、また臨地看護実習の授業形態や当該職本来の業務という点を考慮し、しかし他方では助教間の負担差もあることを考慮し、次のように計算する。</p> <p>半期の毎週授業時間数=8時間(1日の実習時間)×4(週日数)×0.25(臨地看護実習という性質から来る係数)×(臨地実習週数)/</p>	<p>・現行制度なし</p> <p>・先法人でも導入はごく少数 (神戸市外国語大学、北九州市立大学)</p> <p>・標準以下の場合に減額する規定がない</p>	<p>《県大室修正案》</p> <p>(入試手当)</p> <p><b>第23条</b> <u>入学</u>試験業務に従事した職員に入試手当を支払う。</p> <p>2 前項の手当の額は、1日につき1,000円とする。</p> <p>(入試問題作成等手当)</p> <p><b>第24条</b> <u>入試問題作題等入試関連の特殊な任務に従事した職員に、別に定めるところにより手当を支払う。</u></p> <p>《県大室修正案》</p> <p>削除</p>

## 公立大学法人宮城大学賃金規程検討資料

(H20.11.25)

賃金規程(案) Ver4.5	検討事項	修正案																		
<p>16(学期の週数) 例:9月から21週臨地実習を行なう場合、10.5時間(=講義毎週7回分相当)</p> <p>へ 講師以上の臨地実習巡回は、後期の平均毎週授業時間数=1.5×(巡回回数)/16 臨地養護実習の場合は後期週授業時間数=1.5</p> <p>ト インターンシップ(前期に計算)では、学部の実質担当者(担当者表示をすること)についてのみ、1学期毎週1.5時間と計算し、一般の担当教員n人の場合、1.5時間×1/n×(受持ち学生数+新規開発事業所数×2)、とする。</p> <p>チ 生物(微生物・動植物)実験授業で休日管理を必要とする場合には、担当教員の授業時間数を2倍に計算する。</p> <p>リ 他キャンパス授業は2倍に計算する。</p> <p>四 5月1日及び11月1日又は直近の労働日に、当該学期の毎週授業時間数を時間割及び履修届により事務部で計算し、この月額を前期は5月から5ヶ月、後期は11月から5ヶ月支給する。</p> <p>3 超過授業負担手当の月額を次のとおりとする。超過授業負担当月額=職務等級別単価×超過授業時間数別係数</p> <p>一 等級別月額を次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="138 746 672 957"> <thead> <tr> <th>適用される給料表及び職務の級</th> <th>額(単価)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育職給料表 1級 助教</td> <td>10,600円</td> </tr> <tr> <td>教育職給料表 2級 講師</td> <td>12,100円</td> </tr> <tr> <td>教育職給料表 3級 准教授</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td>教育職給料表 4級 教授</td> <td>15,400円</td> </tr> </tbody> </table> <p>二 超過授業時間数別係数を毎週授業時間数につき次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="138 986 824 1173"> <thead> <tr> <th>授業時間数</th> <th>係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎週授業時間数 12時間以上18時間未満</td> <td>係数=1.0</td> </tr> <tr> <td>毎週授業時間数 18時間以上24時間未満</td> <td>係数=1.5</td> </tr> <tr> <td>毎週授業時間数 24時間以上</td> <td>係数=2.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>例1 平均毎週授業時間数が12時間未満の場合、超過授業負担とはみなさない。</p> <p>例2 4級の教員(教授)の前期の平均毎週授業時間が18.3時間の場合</p> <p>超過授業負担手当月額=15,400×1.5=23,100円、を5月から9月まで5ヶ月間支給。</p>	適用される給料表及び職務の級	額(単価)	教育職給料表 1級 助教	10,600円	教育職給料表 2級 講師	12,100円	教育職給料表 3級 准教授	12,900円	教育職給料表 4級 教授	15,400円	授業時間数	係数	毎週授業時間数 12時間以上18時間未満	係数=1.0	毎週授業時間数 18時間以上24時間未満	係数=1.5	毎週授業時間数 24時間以上	係数=2.0		
適用される給料表及び職務の級	額(単価)																			
教育職給料表 1級 助教	10,600円																			
教育職給料表 2級 講師	12,100円																			
教育職給料表 3級 准教授	12,900円																			
教育職給料表 4級 教授	15,400円																			
授業時間数	係数																			
毎週授業時間数 12時間以上18時間未満	係数=1.0																			
毎週授業時間数 18時間以上24時間未満	係数=1.5																			
毎週授業時間数 24時間以上	係数=2.0																			

## 公立大学法人宮城大学賃金規程検討資料

(H20.11.25)

賃金規程(案) Ver4.5	検討事項	修正案
<p>(職員の平均時間給)</p> <p><b>第24条</b> 時間外勤務手当等の算定に用いるために、給料と年所定労働日数をもとに、各職員の平均時間給を次のとおり定める。</p> <p>一 年平均1ヶ月所定労働時間数 = 年所定労働日数 × 1日の所定労働時間 / 12 = (年日数 - 年間休日数) × 2 / 3</p> <p>二 職員の平均時間給 = 給料 × 1.03 / 年平均1ヶ月所定労働時間数 (労働基準法第12条の「平均賃金」は、前3ヶ月の「賃金総額」/総日数、としているが、これを「最低」としているため、上記を採った。3%は地域手当相当額。勤続3ヶ月以内の職員にも適用可能。)</p> <p>(時間外勤務手当)</p> <p><b>第25条</b> 所定労働日の22時までの勤務時間外に勤務した職員に、その勤務に対し次のとおり時間外勤務手当を支払う。</p> <p>一 対象となる職員は、管理職員を除く事務職員、助手及び技能職員とする。 (助手を除く教員は専門業務型裁量労働制のために原則的に適用されない。)</p> <p>二 管理職員に時間外勤務を命じられ時間外勤務を行なった場合に支払う。</p> <p>三 時間外勤務の割増給料額 = 職員の平均時間給 × 1.25 × 時間外勤務時間数とする。</p> <p>四 休日を振り替えた場合にも、1週の所定労働時間を超えた場合には、0.25の時間外勤務手当を支払う。</p> <p>五 理事長が認めあるいは命令する会議や危機対応等の業務の場合に、専門業務型裁量労働制を適用する教員(管理職員を除く)についても、時間外勤務手当を支給することがある。</p> <p>(休日勤務手当)</p> <p><b>第26条</b> 休日(代休日と同じく扱う)に22時まで勤務した職員に、その勤務に対して次のとおり休日勤務手当を支払う。</p> <p>一 対象となる職員は、管理職員を除く事務職員、教員及び技能職員とする。</p> <p>二 理事長に休日勤務を命じられ休日勤務を行なった場合に支払う。</p> <p>三 休日勤務の割増給料額 = 職員の平均時間給 × 1.35 × 休日勤務時間数とする。</p> <p>(深夜勤務手当)</p> <p><b>第27条</b> 深夜(22時から5時まで)に勤務した職員に、次のとおり深夜勤務手当を支払う。</p> <p>一 対象となる職員は、管理職員を含む事務職員、教員及び技能職員とする。</p> <p>二 理事長に深夜勤務を命じられ深夜勤務を行なった場合に支払う。</p> <p>三 深夜勤務の割増給料額は、次のとおりとする。</p> <p>時間外労働を深夜に 深夜勤務の割増給与額 = 職員の平均時間給</p>	<p><b>【県の計算方法】</b> <math>(給料(調整額含む) + 地域手当) \times 12</math> 週40時間 × 52週</p> <p>事務職4級20号俸の場合 (302,200円 + 9066円) × 12 / 2080時間 = 1,795.76円</p> <p><b>【賃金規程の計算】</b>2009年度 事務職4級20号俸 年平均1ヶ月所定労働時間数 = 243日 × 8時間 / 12月 = 162時間 302,200 × 1.03 / 162時間 = 1921.39円</p>	<p><b>第25条</b></p> <p><b>第26条</b></p> <p><b>第27条</b></p> <p><b>第28条</b></p>

## 公立大学法人宮城大学賃金規程検討資料

(H20.11.25)

賃金規程(案) Ver4.5		検討事項	修正案																									
<table border="1"> <tr> <td>行った場合</td> <td><math>\times 1.5 \times</math>深夜勤務時間数</td> </tr> <tr> <td>休日労働を深夜に行った場合</td> <td>深夜勤務の割増給与額 = 職員の平均時間給 <math>\times 1.6 \times</math>深夜勤務時間数</td> </tr> </table> <p>(管理職員の特別勤務手当)</p> <p><b>第28条</b> 管理職員が理事長の命により休日に勤務した場合は、振り替えの代休とするか、勤務1回につき<b>所定の額</b>の管理職員特別勤務手当を支給する。(勤務時間が6時間を超える場合は、その額の1.5倍)</p> <p>(期末手当)</p> <p><b>第29条</b> 法人は、毎年6月30日及び12月10日に期末手当を支払う。但し、支給日が休日のときは、この直前の所定労働日に支払う。</p> <p>2 支払日6月30日の基準日を6月1日とする。支払日12月10日の基準日を12月1日とする。</p> <p>3 期末手当支払いの対象者は、基準日に法人の職員である者及び基準日の前1ヶ月以内に退職した元職員、<del>成年被後見人・被保佐人となり失職した元職員</del>または死亡した元職員とする。但し、これに該当する者であっても、次の者は除く。</p> <p>一 基準日に休職中及び停職中の者</p> <p>二 基準日と支給日の間に懲戒解雇処分を受けた者</p> <p>三 基準日と支給日の間に、学校教育法第9条2号、5号の欠格条項に該当するようになった者</p> <p>四 退職職員で支払日前までに禁錮以上の刑に処せられた者</p> <p>4 期末手当の額は、次のとおりとする。</p> <p>一 6月期支給 期末手当額 = 期末手当基礎額 <math>\times</math> 6月期期末手当率 <math>\times</math> 期間率</p>	行った場合	$\times 1.5 \times$ 深夜勤務時間数	休日労働を深夜に行った場合	深夜勤務の割増給与額 = 職員の平均時間給 $\times 1.6 \times$ 深夜勤務時間数	支給額を明記	<p>(管理職員の特別勤務手当)</p> <p><b>第29条</b> 管理職員が理事長の命により休日に勤務した場合は、振り替えの代休とするか、勤務1回につき<b>次の表に定める額</b>の管理職員特別勤務手当を支給する。(勤務時間が6時間を超える場合は、その額の1.5倍)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>看護学部長</td> <td rowspan="3">10,000円</td> </tr> <tr> <td>事業構想学部長</td> </tr> <tr> <td>食産業学部長</td> </tr> <tr> <td>看護学研究科長</td> <td rowspan="2">8,000円</td> </tr> <tr> <td>事業構想学研究科長 (食産業学研究科長)</td> </tr> <tr> <td>学生部長</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td>総合情報センター長</td> <td rowspan="3">6,000円</td> </tr> <tr> <td>国際センター長</td> </tr> <tr> <td>地域連携センター長</td> </tr> <tr> <td>副学部長</td> <td rowspan="2">4,000円</td> </tr> <tr> <td>副研究科長</td> </tr> <tr> <td>事務部長</td> <td>8,000円~10,000円</td> </tr> <tr> <td>課長</td> <td>4,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(期末手当)</p> <p><b>第30条</b></p> <p>3 期末手当支払いの対象者は、基準日に法人の職員である者及び基準日の前1ヶ月以内に退職した元職員または死亡した元職員とする。但し、これに該当する者であっても、次の者は除く。</p> <p>一 基準日に<b>無給</b>休職中及び停職中の者</p> <p>二 基準日と支給日の間に懲戒解雇処分を受けた者</p> <p>三 基準日と支給日の間に、学校教育法第9条2号、5号の欠格条項に該当するようになった者</p> <p>四 退職職員で支払日前までに禁錮以上の刑に処せられた者</p>	職	額	看護学部長	10,000円	事業構想学部長	食産業学部長	看護学研究科長	8,000円	事業構想学研究科長 (食産業学研究科長)	学生部長	8,000円	総合情報センター長	6,000円	国際センター長	地域連携センター長	副学部長	4,000円	副研究科長	事務部長	8,000円~10,000円	課長	4,000円
行った場合	$\times 1.5 \times$ 深夜勤務時間数																											
休日労働を深夜に行った場合	深夜勤務の割増給与額 = 職員の平均時間給 $\times 1.6 \times$ 深夜勤務時間数																											
職	額																											
看護学部長	10,000円																											
事業構想学部長																												
食産業学部長																												
看護学研究科長	8,000円																											
事業構想学研究科長 (食産業学研究科長)																												
学生部長	8,000円																											
総合情報センター長	6,000円																											
国際センター長																												
地域連携センター長																												
副学部長	4,000円																											
副研究科長																												
事務部長	8,000円~10,000円																											
課長	4,000円																											
	就業規則から失職規定削除	3 期末手当支払いの対象者は、基準日に法人の職員である者及び基準日の前1ヶ月以内に退職した元職員または死亡した元職員とする。但し、これに該当する者であっても、次の者は除く。																										
	有給休職者は支給																											

## 公立大学法人宮城大学賃金規程検討資料

(H20.11.25)

賃金規程(案) Ver4.5	検討事項	修正案																																																																																																																												
<p>二 12月期支給 期末手当額=期末手当基礎額×12月期期末手当率×期間率</p> <p>イ 期末手当基礎額は、次のとおりとする。 給料+家族手当+地域手当+職制加算+等級加算</p> <p>ロ 期末手当率は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="138 399 766 459"> <tr> <td>6月期の期末手当率</td> <td>1.4 (但し、管理職員は1.2)</td> </tr> <tr> <td>12月期の期末手当率</td> <td>1.6 (但し、管理職員は1.4)</td> </tr> </table> <p>ハ 期間率は、基準日前6ヶ月の在職期間によって次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="138 491 766 614"> <tr> <td>在職期間6ヶ月</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>在職期間5ヶ月以上6ヶ月未満</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>在職期間3ヶ月以上5ヶ月未満</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>在職期間3ヶ月未満</td> <td>0.3</td> </tr> </table> <p>但し、この在職期間から、この間の停職期間・休職期間と、育児休業期間の1/2、を除く。</p> <p>二 職制加算と等級加算は、それぞれ、(給料+地域手当)×(次の加算率)とする。</p> <table border="1" data-bbox="138 762 801 1157"> <thead> <tr> <th colspan="2">職制加算</th> <th colspan="2">等級加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務部長</td> <td>0.25</td> <td>教育職4級</td> <td>0.15 (学部長は0.20)</td> </tr> <tr> <td>学部長</td> <td>0.20</td> <td>教育職3・2級</td> <td>0.10</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>教育職1級(四年制大学で10年以上勤続)</td> <td>0.05</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>事務職8級以上</td> <td>0.20</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>事務職7・6級</td> <td>0.15</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>事務職5・4級</td> <td>0.10</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>事務職3級</td> <td>0.05</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>技能職4級</td> <td>0.10</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>技能職3・2級(高校卒で10年以上勤続)</td> <td>0.05</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 理事長は、期末手当支払いの対象者が支払日前に、逮捕または起訴されるなどの事情がある場合には、期末手当の支払いを差し止めることができる。結果として、禁錮以上の刑が確定した場合には、期末手当は支払わない。</p>	6月期の期末手当率	1.4 (但し、管理職員は1.2)	12月期の期末手当率	1.6 (但し、管理職員は1.4)	在職期間6ヶ月	1.0	在職期間5ヶ月以上6ヶ月未満	0.8	在職期間3ヶ月以上5ヶ月未満	0.6	在職期間3ヶ月未満	0.3	職制加算		等級加算		事務部長	0.25	教育職4級	0.15 (学部長は0.20)	学部長	0.20	教育職3・2級	0.10			教育職1級(四年制大学で10年以上勤続)	0.05			事務職8級以上	0.20			事務職7・6級	0.15			事務職5・4級	0.10			事務職3級	0.05			技能職4級	0.10			技能職3・2級(高校卒で10年以上勤続)	0.05	<p>(管理職員について)</p> <p>県の現行規定</p> <p>行政職8級以上かつ管理職手当1種、2種、3種 教育職(一)4級かつ管理職手当1種、2種、3種 該当者：行政 副学長、<del>事務局長</del> 教育 副学長、<del>学部長</del></p> <p>法人の賃金規定 管理職手当該当者すべて</p> <p>(職制加算について)</p> <p>県の現行規定</p> <p>0.25は管理職手当1種の職員についてのみ適用 事務部長の管理職手当の適用種別により職制加算は異なる</p> <p>(等級加算について)</p> <p>県の現行規定</p> <p>教育職1級 四年制大学卒7年で0.05 技能職3・2級 高校卒19年で0.05</p> <p>・副学長(管理職手当2種:20/100)を追加</p> <p>・学部長は管理職手当4種となるため、職制加算なしとなり、等級加算も他の教授と同様15/100となる</p>	<p>《県大室修正案》</p> <p>ロ 期末手当率は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1422 399 2094 459"> <tr> <td>6月期の期末手当率</td> <td>1.4 (但し、<u>副学長</u>は1.2)</td> </tr> <tr> <td>12月期の期末手当率</td> <td>1.6 (但し、<u>副学長</u>は1.4)</td> </tr> </table> <p>ハ 期間率は、基準日前6ヶ月の在職期間によって次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1422 491 2094 614"> <tr> <td>在職期間6ヶ月</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>在職期間5ヶ月以上6ヶ月未満</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>在職期間3ヶ月以上5ヶ月未満</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>在職期間3ヶ月未満</td> <td>0.3</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1411 762 2094 1189"> <thead> <tr> <th colspan="2">職制加算</th> <th colspan="2">等級加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務部長</td> <td>0.15 ~ 0.20</td> <td>教育職4級</td> <td>0.15 (学部長は0.20)</td> </tr> <tr> <td>学部長</td> <td>0.20</td> <td>教育職3・2級</td> <td>0.10</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>教育職1級(四年制大学で7年以上勤続)</td> <td>0.05</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>事務職8級以上</td> <td>0.20</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>事務職7・6級</td> <td>0.15</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>事務職5・4級</td> <td>0.10</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>事務職3級</td> <td>0.05</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>技能職4級</td> <td>0.10</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>技能職3・2級(高校卒で19年以上勤続)</td> <td>0.05</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>《県大室修正案》</p> <table border="1" data-bbox="1411 1276 2094 1468"> <thead> <tr> <th colspan="2">職制加算</th> <th colspan="2">等級加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>副学長</u></td> <td><u>0.20</u></td> <td><u>副学長</u></td> <td><u>0.20</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>教育職4級</td> <td>0.15</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>教育職3・2級</td> <td>0.10</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>教育職1級(四年制大学で7年以上勤続)</td> <td>0.05</td> </tr> </tbody> </table>	6月期の期末手当率	1.4 (但し、 <u>副学長</u> は1.2)	12月期の期末手当率	1.6 (但し、 <u>副学長</u> は1.4)	在職期間6ヶ月	1.0	在職期間5ヶ月以上6ヶ月未満	0.8	在職期間3ヶ月以上5ヶ月未満	0.6	在職期間3ヶ月未満	0.3	職制加算		等級加算		事務部長	0.15 ~ 0.20	教育職4級	0.15 (学部長は0.20)	学部長	0.20	教育職3・2級	0.10			教育職1級(四年制大学で7年以上勤続)	0.05			事務職8級以上	0.20			事務職7・6級	0.15			事務職5・4級	0.10			事務職3級	0.05			技能職4級	0.10			技能職3・2級(高校卒で19年以上勤続)	0.05	職制加算		等級加算		<u>副学長</u>	<u>0.20</u>	<u>副学長</u>	<u>0.20</u>			教育職4級	0.15			教育職3・2級	0.10			教育職1級(四年制大学で7年以上勤続)	0.05
6月期の期末手当率	1.4 (但し、管理職員は1.2)																																																																																																																													
12月期の期末手当率	1.6 (但し、管理職員は1.4)																																																																																																																													
在職期間6ヶ月	1.0																																																																																																																													
在職期間5ヶ月以上6ヶ月未満	0.8																																																																																																																													
在職期間3ヶ月以上5ヶ月未満	0.6																																																																																																																													
在職期間3ヶ月未満	0.3																																																																																																																													
職制加算		等級加算																																																																																																																												
事務部長	0.25	教育職4級	0.15 (学部長は0.20)																																																																																																																											
学部長	0.20	教育職3・2級	0.10																																																																																																																											
		教育職1級(四年制大学で10年以上勤続)	0.05																																																																																																																											
		事務職8級以上	0.20																																																																																																																											
		事務職7・6級	0.15																																																																																																																											
		事務職5・4級	0.10																																																																																																																											
		事務職3級	0.05																																																																																																																											
		技能職4級	0.10																																																																																																																											
		技能職3・2級(高校卒で10年以上勤続)	0.05																																																																																																																											
6月期の期末手当率	1.4 (但し、 <u>副学長</u> は1.2)																																																																																																																													
12月期の期末手当率	1.6 (但し、 <u>副学長</u> は1.4)																																																																																																																													
在職期間6ヶ月	1.0																																																																																																																													
在職期間5ヶ月以上6ヶ月未満	0.8																																																																																																																													
在職期間3ヶ月以上5ヶ月未満	0.6																																																																																																																													
在職期間3ヶ月未満	0.3																																																																																																																													
職制加算		等級加算																																																																																																																												
事務部長	0.15 ~ 0.20	教育職4級	0.15 (学部長は0.20)																																																																																																																											
学部長	0.20	教育職3・2級	0.10																																																																																																																											
		教育職1級(四年制大学で7年以上勤続)	0.05																																																																																																																											
		事務職8級以上	0.20																																																																																																																											
		事務職7・6級	0.15																																																																																																																											
		事務職5・4級	0.10																																																																																																																											
		事務職3級	0.05																																																																																																																											
		技能職4級	0.10																																																																																																																											
		技能職3・2級(高校卒で19年以上勤続)	0.05																																																																																																																											
職制加算		等級加算																																																																																																																												
<u>副学長</u>	<u>0.20</u>	<u>副学長</u>	<u>0.20</u>																																																																																																																											
		教育職4級	0.15																																																																																																																											
		教育職3・2級	0.10																																																																																																																											
		教育職1級(四年制大学で7年以上勤続)	0.05																																																																																																																											

公立大学法人宮城大学賃金規程検討資料

(H20.11.25)

賃金規程(案) Ver4.5	検討事項	修正案																																																																																								
<p>(勤勉手当)</p> <p><b>第30条</b> 法人は、毎年6月30日及び12月10日に、職員の勤務成績に応じて勤勉手当を支払う。但し、支給日が休日のときは、この直前の所定労働日に支払う。</p> <p>2 支払日6月30日の基準日を6月1日とする。支払日12月10日の基準日を12月1日とする。</p> <p>3 勤勉手当支払いの対象者は、基準日に法人の職員である者及び基準日の前1ヶ月以内に退職した元職員、成年被後見人・被保佐人となり失職した元職員、または死亡した元職員とする。</p> <p>4 6月期及び12月期の勤勉手当の額は、次のとおりとする。</p> <p>一 勤勉手当額 = 勤勉手当基礎額 × 成績率 × 期間率</p> <p>イ 勤勉手当基礎額は、次のとおりとする。</p> <p>    勤勉手当基礎額 = (給料 + 地域手当) + 職制加算 + 等級加算</p> <p>    口 職制加算と等級加算は、それぞれ、(給料 + 地域手当) × (次の加算率)、とする。</p> <table border="1" data-bbox="136 1102 804 1468"> <thead> <tr> <th colspan="2">職制加算</th> <th colspan="2">等級加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務部長</td> <td>0.25</td> <td>教育職4級</td> <td>0.15 (学部長は0.20)</td> </tr> <tr> <td>学部長</td> <td>0.20</td> <td>教育職3・2級</td> <td>0.10</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>教育職1級(四年制大学で10年以上勤続)</td> <td>0.05</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>事務職8級以上</td> <td>0.20</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>事務職7・6級</td> <td>0.15</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>事務職5・4級</td> <td>0.10</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>事務職3級</td> <td>0.05</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>技能職4級</td> <td>0.10</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>技能職3・2級(高校卒)</td> <td>0.05</td> </tr> </tbody> </table>	職制加算		等級加算		事務部長	0.25	教育職4級	0.15 (学部長は0.20)	学部長	0.20	教育職3・2級	0.10			教育職1級(四年制大学で10年以上勤続)	0.05			事務職8級以上	0.20			事務職7・6級	0.15			事務職5・4級	0.10			事務職3級	0.05			技能職4級	0.10			技能職3・2級(高校卒)	0.05	<p>職制加算、等級加算について期末手当と同じ</p> <p>県の規定に合わせる</p> <p>県の規定に合わせる</p>	<table border="1" data-bbox="1653 252 2085 464"> <tbody> <tr> <td>事務職8級以上</td> <td>0.20</td> </tr> <tr> <td>事務職7・6級</td> <td>0.15</td> </tr> <tr> <td>事務職5・4級</td> <td>0.10</td> </tr> <tr> <td>事務職3級</td> <td>0.05</td> </tr> <tr> <td>技能職4級</td> <td>0.10</td> </tr> <tr> <td>技能職3・2級(高校卒で19年以上勤続)</td> <td>0.05</td> </tr> </tbody> </table> <p>(勤勉手当)</p> <p><b>第31条</b></p> <p>3 勤勉手当支払いの対象者は、基準日に法人の職員である者及び基準日の前1ヶ月以内に退職した元職員、成年被後見人・被保佐人となり失職した元職員、または死亡した元職員とする。但し、これに該当する者であっても、次の者は除く。</p> <p>一 基準日に休職中及び停職中の者</p> <p>二 基準日と支給日の間に懲戒解雇処分を受けた者</p> <p>三 基準日と支給日の間に、学校教育法第9条2号、5号の欠格条項に該当するようになった者</p> <table border="1" data-bbox="1413 1110 2085 1473"> <thead> <tr> <th colspan="2">職制加算</th> <th colspan="2">等級加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務部長</td> <td>0.15 ~ 0.20</td> <td>教育職4級</td> <td>0.15 (学部長は0.20)</td> </tr> <tr> <td>学部長</td> <td>0.20</td> <td>教育職3・2級</td> <td>0.10</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>教育職1級(四年制大学で7年以上勤続)</td> <td>0.05</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>事務職8級以上</td> <td>0.20</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>事務職7・6級</td> <td>0.15</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>事務職5・4級</td> <td>0.10</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>事務職3級</td> <td>0.05</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>技能職4級</td> <td>0.10</td> </tr> </tbody> </table>	事務職8級以上	0.20	事務職7・6級	0.15	事務職5・4級	0.10	事務職3級	0.05	技能職4級	0.10	技能職3・2級(高校卒で19年以上勤続)	0.05	職制加算		等級加算		事務部長	0.15 ~ 0.20	教育職4級	0.15 (学部長は0.20)	学部長	0.20	教育職3・2級	0.10			教育職1級(四年制大学で7年以上勤続)	0.05			事務職8級以上	0.20			事務職7・6級	0.15			事務職5・4級	0.10			事務職3級	0.05			技能職4級	0.10
職制加算		等級加算																																																																																								
事務部長	0.25	教育職4級	0.15 (学部長は0.20)																																																																																							
学部長	0.20	教育職3・2級	0.10																																																																																							
		教育職1級(四年制大学で10年以上勤続)	0.05																																																																																							
		事務職8級以上	0.20																																																																																							
		事務職7・6級	0.15																																																																																							
		事務職5・4級	0.10																																																																																							
		事務職3級	0.05																																																																																							
		技能職4級	0.10																																																																																							
		技能職3・2級(高校卒)	0.05																																																																																							
事務職8級以上	0.20																																																																																									
事務職7・6級	0.15																																																																																									
事務職5・4級	0.10																																																																																									
事務職3級	0.05																																																																																									
技能職4級	0.10																																																																																									
技能職3・2級(高校卒で19年以上勤続)	0.05																																																																																									
職制加算		等級加算																																																																																								
事務部長	0.15 ~ 0.20	教育職4級	0.15 (学部長は0.20)																																																																																							
学部長	0.20	教育職3・2級	0.10																																																																																							
		教育職1級(四年制大学で7年以上勤続)	0.05																																																																																							
		事務職8級以上	0.20																																																																																							
		事務職7・6級	0.15																																																																																							
		事務職5・4級	0.10																																																																																							
		事務職3級	0.05																																																																																							
		技能職4級	0.10																																																																																							

## 公立大学法人宮城大学賃金規程検討資料

(H20.11.25)

賃金規程(案) Ver4.5	検討事項	修正案																																																																		
<p>で10年以上勤続)</p> <p>八 成績率は、理事長が所定の算式による原資の範囲内で、勤勉手当基礎額の0.725を標準にして、次に定める率、また次に定める範囲で教員評価及び事務職員評価による勤務成績を考慮して理事長が定める率とする。</p> <table border="1" data-bbox="141 930 835 1265"> <tr><td>停職処分を受けた職員</td><td>0.36 (管理職員 0.31 以下)</td></tr> <tr><td>減給処分を受けた職員</td><td>0.46 (管理職員 0.51 以下)</td></tr> <tr><td>譴責処分を受けた職員</td><td>0.50 (管理職員 0.61 以下)</td></tr> <tr><td>戒告処分を受けた職員</td><td>0.56 (管理職員 0.71 以下)</td></tr> <tr><td>訓告処分を受けた職員</td><td>0.60 (管理職員 0.83~1.15)</td></tr> <tr><td>勤務成績が良好と認められない職員</td><td>0.36~0.63 (管理職員 0.83~1.1)</td></tr> <tr><td>勤務成績が良好な職員</td><td>0.68~0.77(管理職員 0.83~1.15)</td></tr> <tr><td>勤務成績が特に良好な職員</td><td>0.78~0.90(管理職員 0.83~1.15)</td></tr> </table>	停職処分を受けた職員	0.36 (管理職員 0.31 以下)	減給処分を受けた職員	0.46 (管理職員 0.51 以下)	譴責処分を受けた職員	0.50 (管理職員 0.61 以下)	戒告処分を受けた職員	0.56 (管理職員 0.71 以下)	訓告処分を受けた職員	0.60 (管理職員 0.83~1.15)	勤務成績が良好と認められない職員	0.36~0.63 (管理職員 0.83~1.1)	勤務成績が良好な職員	0.68~0.77(管理職員 0.83~1.15)	勤務成績が特に良好な職員	0.78~0.90(管理職員 0.83~1.15)	<p>・副学長を追加</p> <p>・学部長は管理職手当4種となるため、職制加算なしとなり、等級加算も他の教授と同様 15/100 となる</p> <p>誤り訂正</p>	<table border="1" data-bbox="1653 252 2085 312"> <tr><td>技能職3・2級(高校卒で19年以上勤続)</td><td>0.05</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>《県大室修正案》</p> <table border="1" data-bbox="1413 400 2085 799"> <thead> <tr> <th>職制加算</th> <th>等級加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>副学長</td><td>0.20</td></tr> <tr><td>副学長</td><td>0.20</td></tr> <tr><td>教育職4級</td><td>0.15</td></tr> <tr><td>教育職3・2級</td><td>0.10</td></tr> <tr><td>教育職1級(四年制大学で7年以上勤続)</td><td>0.05</td></tr> <tr><td>事務職8級以上</td><td>0.20</td></tr> <tr><td>事務職7・6級</td><td>0.15</td></tr> <tr><td>事務職5・4級</td><td>0.10</td></tr> <tr><td>事務職3級</td><td>0.05</td></tr> <tr><td>技能職4級</td><td>0.10</td></tr> <tr><td>技能職3・2級(高校卒で19年以上勤続)</td><td>0.05</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1420 916 2114 1251"> <tr><td>停職処分を受けた職員</td><td>0.36 (管理職員 0.31 以下)</td></tr> <tr><td>減給処分を受けた職員</td><td>0.46 (管理職員 0.51 以下)</td></tr> <tr><td>譴責処分を受けた職員</td><td>0.50 (管理職員 0.61 以下)</td></tr> <tr><td>戒告処分を受けた職員</td><td>0.56 (管理職員 0.71 以下)</td></tr> <tr><td>訓告処分を受けた職員</td><td>0.60 (管理職員 0.82 以下)</td></tr> <tr><td>勤務成績が良好と認められない職員</td><td>0.36~0.63(管理職員 0.31~0.82)</td></tr> <tr><td>勤務成績が良好な職員</td><td>0.68~0.77(管理職員 0.83~1.15)</td></tr> <tr><td>勤務成績が特に良好な職員</td><td>0.78~0.90(管理職員 0.83~1.15)</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>《県大室修正案》</p> <table border="1" data-bbox="1420 1342 2114 1461"> <tr><td>停職処分を受けた職員</td><td>0.36 (副学長 0.31 以下)</td></tr> <tr><td>減給処分を受けた職員</td><td>0.46 (副学長 0.51 以下)</td></tr> <tr><td>譴責処分を受けた職員</td><td>0.50 (副学長 0.61 以下)</td></tr> <tr><td>戒告処分を受けた職員</td><td>0.56 (副学長 0.71 以下)</td></tr> </table>	技能職3・2級(高校卒で19年以上勤続)	0.05	職制加算	等級加算	副学長	0.20	副学長	0.20	教育職4級	0.15	教育職3・2級	0.10	教育職1級(四年制大学で7年以上勤続)	0.05	事務職8級以上	0.20	事務職7・6級	0.15	事務職5・4級	0.10	事務職3級	0.05	技能職4級	0.10	技能職3・2級(高校卒で19年以上勤続)	0.05	停職処分を受けた職員	0.36 (管理職員 0.31 以下)	減給処分を受けた職員	0.46 (管理職員 0.51 以下)	譴責処分を受けた職員	0.50 (管理職員 0.61 以下)	戒告処分を受けた職員	0.56 (管理職員 0.71 以下)	訓告処分を受けた職員	0.60 (管理職員 0.82 以下)	勤務成績が良好と認められない職員	0.36~0.63(管理職員 0.31~0.82)	勤務成績が良好な職員	0.68~0.77(管理職員 0.83~1.15)	勤務成績が特に良好な職員	0.78~0.90(管理職員 0.83~1.15)	停職処分を受けた職員	0.36 (副学長 0.31 以下)	減給処分を受けた職員	0.46 (副学長 0.51 以下)	譴責処分を受けた職員	0.50 (副学長 0.61 以下)	戒告処分を受けた職員	0.56 (副学長 0.71 以下)
停職処分を受けた職員	0.36 (管理職員 0.31 以下)																																																																			
減給処分を受けた職員	0.46 (管理職員 0.51 以下)																																																																			
譴責処分を受けた職員	0.50 (管理職員 0.61 以下)																																																																			
戒告処分を受けた職員	0.56 (管理職員 0.71 以下)																																																																			
訓告処分を受けた職員	0.60 (管理職員 0.83~1.15)																																																																			
勤務成績が良好と認められない職員	0.36~0.63 (管理職員 0.83~1.1)																																																																			
勤務成績が良好な職員	0.68~0.77(管理職員 0.83~1.15)																																																																			
勤務成績が特に良好な職員	0.78~0.90(管理職員 0.83~1.15)																																																																			
技能職3・2級(高校卒で19年以上勤続)	0.05																																																																			
職制加算	等級加算																																																																			
副学長	0.20																																																																			
副学長	0.20																																																																			
教育職4級	0.15																																																																			
教育職3・2級	0.10																																																																			
教育職1級(四年制大学で7年以上勤続)	0.05																																																																			
事務職8級以上	0.20																																																																			
事務職7・6級	0.15																																																																			
事務職5・4級	0.10																																																																			
事務職3級	0.05																																																																			
技能職4級	0.10																																																																			
技能職3・2級(高校卒で19年以上勤続)	0.05																																																																			
停職処分を受けた職員	0.36 (管理職員 0.31 以下)																																																																			
減給処分を受けた職員	0.46 (管理職員 0.51 以下)																																																																			
譴責処分を受けた職員	0.50 (管理職員 0.61 以下)																																																																			
戒告処分を受けた職員	0.56 (管理職員 0.71 以下)																																																																			
訓告処分を受けた職員	0.60 (管理職員 0.82 以下)																																																																			
勤務成績が良好と認められない職員	0.36~0.63(管理職員 0.31~0.82)																																																																			
勤務成績が良好な職員	0.68~0.77(管理職員 0.83~1.15)																																																																			
勤務成績が特に良好な職員	0.78~0.90(管理職員 0.83~1.15)																																																																			
停職処分を受けた職員	0.36 (副学長 0.31 以下)																																																																			
減給処分を受けた職員	0.46 (副学長 0.51 以下)																																																																			
譴責処分を受けた職員	0.50 (副学長 0.61 以下)																																																																			
戒告処分を受けた職員	0.56 (副学長 0.71 以下)																																																																			

## 公立大学法人宮城大学賃金規程検討資料

(H20.11.25)

賃金規程(案) Ver4.5	検討事項	修正案																																													
<p>二 6ヶ月の在職期間率は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="136 427 768 826"> <tr><td>6ヶ月</td><td>1.00</td></tr> <tr><td>5ヶ月15日以上6ヶ月未満</td><td>0.95</td></tr> <tr><td>5ヶ月以上5ヶ月15日未満</td><td>0.90</td></tr> <tr><td>4ヶ月15日以上5ヶ月未満</td><td>0.80</td></tr> <tr><td>4ヶ月以上4ヶ月15日未満</td><td>0.70</td></tr> <tr><td>3ヶ月15日以上4ヶ月未満</td><td>0.60</td></tr> <tr><td>3ヶ月以上3ヶ月15日未満</td><td>0.50</td></tr> <tr><td>2ヶ月15日以上3ヶ月未満</td><td>0.40</td></tr> <tr><td>2ヶ月以上2ヶ月15日未満</td><td>0.30</td></tr> <tr><td>1ヶ月15日以上2ヶ月未満</td><td>0.20</td></tr> <tr><td>1ヶ月以上1ヶ月15日未満</td><td>0.15</td></tr> <tr><td>15日以上1ヶ月未満</td><td>0.10</td></tr> <tr><td>15日未満</td><td>0.05</td></tr> </table> <p>但し、この在職期間から、この間の停職期間、休職期間、育児休業期間の1/2、を除く。</p> <p>(寒冷地手当)</p> <p><b>第31条</b> 法人の職員に次のとおり、寒冷地手当を支給する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>支払う期間は、11月から翌年3月までの5ヶ月間、とする。</li> <li>支給対象の職員は、基準日で11月から翌年3月までの各月1日に大和キャンパスに勤務する職員。</li> <li>寒冷地手当の額は、次の表に掲げるとおりとする。</li> </ol> <table border="1" data-bbox="136 1091 768 1273"> <thead> <tr> <th colspan="3">世帯等の区分</th> </tr> <tr> <th colspan="2">世帯主である職員</th> <th rowspan="2">その他の職員</th> </tr> <tr> <th>家族手当支給対象職員</th> <th>その他の世帯主である職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>17,800円</td> <td>10,200円</td> <td>7,360円</td> </tr> </tbody> </table>	6ヶ月	1.00	5ヶ月15日以上6ヶ月未満	0.95	5ヶ月以上5ヶ月15日未満	0.90	4ヶ月15日以上5ヶ月未満	0.80	4ヶ月以上4ヶ月15日未満	0.70	3ヶ月15日以上4ヶ月未満	0.60	3ヶ月以上3ヶ月15日未満	0.50	2ヶ月15日以上3ヶ月未満	0.40	2ヶ月以上2ヶ月15日未満	0.30	1ヶ月15日以上2ヶ月未満	0.20	1ヶ月以上1ヶ月15日未満	0.15	15日以上1ヶ月未満	0.10	15日未満	0.05	世帯等の区分			世帯主である職員		その他の職員	家族手当支給対象職員	その他の世帯主である職員	17,800円	10,200円	7,360円		<table border="1" data-bbox="1420 252 2112 376"> <tr> <td>訓告処分を受けた職員</td> <td>0.60 (副学長0.82以下)</td> </tr> <tr> <td>勤務成績が良好と認められない職員</td> <td>0.36~0.63 (副学長0.31~0.82)</td> </tr> <tr> <td>勤務成績が良好な職員</td> <td>0.68~0.77 (副学長0.83~1.15)</td> </tr> <tr> <td>勤務成績が特に良好な職員</td> <td>0.78~0.90 (副学長0.83~1.15)</td> </tr> </table> <p><b>第32条</b></p>	訓告処分を受けた職員	0.60 (副学長0.82以下)	勤務成績が良好と認められない職員	0.36~0.63 (副学長0.31~0.82)	勤務成績が良好な職員	0.68~0.77 (副学長0.83~1.15)	勤務成績が特に良好な職員	0.78~0.90 (副学長0.83~1.15)
6ヶ月	1.00																																														
5ヶ月15日以上6ヶ月未満	0.95																																														
5ヶ月以上5ヶ月15日未満	0.90																																														
4ヶ月15日以上5ヶ月未満	0.80																																														
4ヶ月以上4ヶ月15日未満	0.70																																														
3ヶ月15日以上4ヶ月未満	0.60																																														
3ヶ月以上3ヶ月15日未満	0.50																																														
2ヶ月15日以上3ヶ月未満	0.40																																														
2ヶ月以上2ヶ月15日未満	0.30																																														
1ヶ月15日以上2ヶ月未満	0.20																																														
1ヶ月以上1ヶ月15日未満	0.15																																														
15日以上1ヶ月未満	0.10																																														
15日未満	0.05																																														
世帯等の区分																																															
世帯主である職員		その他の職員																																													
家族手当支給対象職員	その他の世帯主である職員																																														
17,800円	10,200円	7,360円																																													
訓告処分を受けた職員	0.60 (副学長0.82以下)																																														
勤務成績が良好と認められない職員	0.36~0.63 (副学長0.31~0.82)																																														
勤務成績が良好な職員	0.68~0.77 (副学長0.83~1.15)																																														
勤務成績が特に良好な職員	0.78~0.90 (副学長0.83~1.15)																																														

## 公立大学法人宮城大学賃金規程検討資料

(H20.11.25)

賃金規程(案) Ver4.5	検討事項	修正案
	就業規則から休職者の給与追加	<p>第4章 休職者の給与</p> <p>第33条 職員が休職にされたときの給与については次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 傷病休職の場合、最初の1年間(結核性の病気の場合2年間)は給料(給料月額+調整額)×80/100を支給する。それ以降、給料は支給しない。(但し、公立学校共済組合(派遣職員の場合、地方職員共済組合の場合もある)から1年6ヶ月(結核性の病気の場合1年間)の間、給料(給料月額+調整額)×(支払い該当日数)/22×2/3×1.25の額の「傷病手当金」が支払われる。病気が治らない場合(結核性の病気の場合を除く)傷病手当金が終了した翌日からさらに6ヶ月間、同額の「傷病手当金附加金」が支払われる。)</p> <p>二 勤務中・通勤中の公務災害による休職の場合、最大3年間は給料(給料月額+調整額)を支給する。(実質は、地方公務員災害補償基金から3年間は給料(給料月額+調整額)の全額を支給。法人が保険料の全額を負担)</p> <p>三 その他、休職事由が法人都合によると法人が認めた場合、平均給料の2/3以上を支給するとともに、勤続年数にも通算する。</p> <p><del>2 期末・勤勉手当及び昇給については、対象期間から休職期間を除いて算定する。</del></p> <p>3 2 無給休職の場合で公立学校共済保険料、その他職員が負担すべき項目がある場合には、毎月末日までに支払うものとする。</p>

## 公立大学法人宮城大学賃金規程検討資料

(H20.11.25)

賃金規程(案) Ver4.5	検討事項	修正案
<p><b>第4章 控除</b></p> <p><b>第32条</b> 賃金の職員への支払月額、給料(給料月額+調整額)に諸手当を加算するほか、給料から欠勤等控除額および法定控除額等を控除して算定する。</p> <p>2 休職、欠勤、遅刻、早退及び私的外出による不就業については、その時間数(時間内は四捨五入)に応じて、次の算式で計算した額を、翌月の給料から控除する。但し、家族手当及び住居手当については、月の所定労働日の半数以上出勤した場合には所定額を支払う。</p> <p>一 欠勤等控除額 = (基準内賃金 - 家族手当 - 住居手当) × 不就業率 (基準内賃金 = 給料 + 管理職手当 + 家族手当 + 地域手当 + 住居手当 + 通勤手当)</p> <p>二 不就業率 = (休職、欠勤、遅刻、早退及び私的外出の合計時間) / (1ヶ月の平均所定労働時間)</p> <p>三 年平均1ヶ月所定労働時間数 =  <math display="block">\frac{\text{年所定労働日数} \times \text{1日の所定労働時間}}{12}</math> <math display="block">= (\text{年日数} - \text{年間休日数}) \times 2 / 3 \quad (\text{第24条、参照})</math></p> <p>3 月の所定労働日の全部を欠勤した場合あるいは休職により休業した場合には、賃金は支払わない。</p> <p><b>第33条</b> 休職、欠勤・遅刻・早退その他により就業しなかった時間の合計(不就業時間)は、1ヶ月の平均所定労働時間から、賃金計算期間における次の時間数を差し引き、これに私用による外出時間数を加えることにより、算定する。</p> <p>一 出勤した日の勤務時間(タイムカードで確認。教員の場合には、専門業務型裁量労働制により出退勤時刻にかかわらず出勤した日は8時間勤務したものとみなす。)</p> <p>二 有給休暇の時間合計</p> <p>三 特別休暇の時間合計</p> <p>四 出張の時間合計(出張により出勤できない場合、8時間勤務したものとみなす。)</p> <p>五 許可を得て兼業を行なった時間(兼業により出勤出来ない場合、8時間勤務したものとみなす。)</p> <p>六 許可を得て研修を行なった時間(研修により出勤できない場合、8時間勤務したものとみなす。)</p>	<p>欠勤8時間の場合の減額</p> <p>【県の規定】(時間外勤務手当単価と同じ)  <math display="block">\frac{(\text{給料(調整額含む)} + \text{地域手当}) \times 12}{\text{週40時間} \times 52 \text{週}}</math></p> <p>事務職4級20号俸の場合  <math display="block">(302,200 \text{円} + 9066 \text{円}) \times 12 / 2080 \text{時間} = 1,795.76 \text{円}</math> <math display="block">1,796 \text{円} \times 8 \text{時間} = \underline{14,368 \text{円を控除}}</math></p> <p>【賃金規程の計算】2009年度 事務職4級20号俸  <math display="block">(302,200 \text{円} + 9,066 \text{円} + \text{通勤} 10,000 \text{円}) \times</math> <math display="block">= 15,864.98 = \underline{15,865 \text{円を控除}}</math> <p>不就業率 = 欠勤8時間 / 162時間 = 0.04938271604  (どの位で端数処理するか?)  年平均1ヶ月所定労働時間数 = 243日 × 8時間 / 12月  = 162時間</p> </p>	<p><b>第5章 控除</b></p> <p><b>第34条</b></p> <p><b>第35条</b></p>

## 公立大学法人宮城大学賃金規程検討資料

(H20.11.25)

賃金規程(案) Ver4.5	検討事項	修正案																				
<p>(法定控除)</p> <p><del>第34条 次の各号に該当するものは、法定により、職員の賃金支払額から控除する。</del></p> <p><del>一 所得税(国税) 給料所得の源泉徴収</del></p> <p><del>二 住民税(県税・市町村税) 住民税の特別徴収</del></p> <p><del>三 健康保険料(公立学校共済組合または地方職員共済組合が健康保険を実施)</del></p> <p><del>イ 職員 公立学校共済組合の職員掛金</del></p> <p><del>ロ 派遣職員 公立学校共済組合の職員掛金または地方職員共済組合の職員掛金(派遣される前日の組合による)</del></p> <p><del>(これに関連して就業規則に共済組合の傷病手当金や出産手当金といった休業手当金についての説明を追加)</del></p> <p><del>四 厚生年金保険料(公立学校共済組合または地方職員共済組合が厚生年金保険を実施)</del></p> <p><del>イ 職員 公立学校共済組合の職員掛金</del></p> <p><del>ロ 派遣職員 公立学校共済組合の職員掛金または地方職員共済組合の職員掛金(派遣される前日の組合による)</del></p> <p><del>五 介護保険料(公立学校共済組合または地方職員共済組合が介護保険を実施)</del></p> <p><del>イ 職員 公立学校共済組合の職員掛金</del></p> <p><del>ロ 派遣職員 公立学校共済組合の職員掛金または地方職員共済組合の職員掛金(派遣される前日の組合による)</del></p> <p><del>六 雇用保険料 毎月の職員の給料の0.006</del></p> <p><del>2 所得税・住民税及び保険料(共済組合職員掛金)は、給料及び期末手当・勤勉手当の双方から所定の率で控除する。</del></p> <p><del>3 社会保険を実施する公立学校共済組合保険料は、法人負担金と職員掛金が折半で、職員掛金率は下記のとおりである。(平成19年4月1日現在)</del></p> <table border="1" data-bbox="138 1070 763 1310"> <thead> <tr> <th>社会保険区分</th> <th>健康保険</th> <th colspan="2">介護保険</th> <th>厚生年金保険</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公立学校共済組合職員掛金区分</td> <td>短期</td> <td>介護(2号被保険者: 40~64歳)</td> <td>長期4ヶ月~</td> <td>長期9ヶ月以上</td> </tr> <tr> <td>給料</td> <td>0.03865</td> <td>0.088075</td> <td>0.00449</td> <td>0.0902875</td> </tr> <tr> <td>期末手当・勤勉手当</td> <td>0.03092</td> <td>0.00359</td> <td>0.07046</td> <td>0.07223</td> </tr> </tbody> </table> <p><del>4 労働保険のうち雇用保険については法人は毎月の給料の0.009を負担し、労災保険料については、全額を法人が負担する。(これに関連して就業規則に給料全額の労災休職給付についての説明を追加)</del></p>	社会保険区分	健康保険	介護保険		厚生年金保険	公立学校共済組合職員掛金区分	短期	介護(2号被保険者: 40~64歳)	長期4ヶ月~	長期9ヶ月以上	給料	0.03865	0.088075	0.00449	0.0902875	期末手当・勤勉手当	0.03092	0.00359	0.07046	0.07223	<p>項目のみの規定でいいのでは (掛金率等は法律で規定されており、賃金規程に盛り込む必要はないのでは)</p>	<p>第36条 次の各号に該当するものは、法定により、職員の賃金支払額、期末手当及び勤勉手当から控除する。</p> <p>一 所得税</p> <p>二 住民税</p> <p>三 健康保険料</p> <p>四 厚生年金保険料</p> <p>五 介護保険料</p> <p>六 雇用保険料</p>
社会保険区分	健康保険	介護保険		厚生年金保険																		
公立学校共済組合職員掛金区分	短期	介護(2号被保険者: 40~64歳)	長期4ヶ月~	長期9ヶ月以上																		
給料	0.03865	0.088075	0.00449	0.0902875																		
期末手当・勤勉手当	0.03092	0.00359	0.07046	0.07223																		

## 公立大学法人宮城大学賃金規程検討資料

(H20.11.25)

賃金規程(案) Ver4.5	検討事項	修正案
<p>(その他控除)</p> <p><b>第35条</b> 労使協定によって、教員宿舍費は賃金から控除する。その他、<del>懇親会費や保険料などの賃金支払額からの控除は、</del>労使協定によって職員が委託し法人が承認した場合にしか行なわない。</p> <p>第5章 賃金支払 (賃金計算期間と支給日)</p> <p><b>第36条</b> 毎月の賃金月額、毎月の1日から起算し月末に締め切る賃金計算期間について、その月の21日に支払う。但し、支払い日が休日に当たるときは、その直前の所定労働日に繰り上げて支払う。</p> <p>2 賃金計算期間の欠勤等控除額は、翌月の賃金月額から控除する。</p> <p>3 賃金計算期間の途中で採用された場合、または途中で退職した場合は、日割りの計算によって支払う。</p> <p>(職員の賃金手取り額の決定)</p> <p><b>第37条</b> 職員の毎月の賃金手取り額は、次のように決定する。<del>なお、100円以下の端数について、加算の場合には四捨五入し、控除の場合には切り捨てる。</del></p> <p>一 給料表の給料月額を基本とする。</p> <p>二 調整額を加算する。</p> <p>三 諸手当を加算する。(諸手当の過払い等の精算等を含む。)</p> <p>四 欠勤等控除額を控除する。(翌月に前月の賃金計算期間分を控除)</p> <p>五 法定控除を行う。(税金の年末調整等を含む。)</p> <p>六 労使協定による控除額を控除する。(これがある場合。)</p> <p><del>七</del><b>3</b> 法人は、これによって定まる賃金の月手取り額を月の賃金支払日に職員本人に通貨で支払う。また期末・勤勉手当は各期末手当支払日に支払う。</p> <p><del>2</del><b>4</b> 賃金支払日に職員本人に賃金の支払いに関する計算書(賃金支払い明細書)を交付する。</p>	<p>端数処理規定を別項に 100円以下の端数処理？</p> <p>労働基準法に係る通達において、認められているものの、円位未満の端数処理で十分である。</p> <p>【県の場合の適用法律】 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(通則)</p> <p>第1条 国、沖縄振興開発金融公庫、地方公共団体及び政令で指定する公共組合(以下「国及び公庫等」という。)の債権若しくは債務の金額又は国の組織相互間の受払金等についての端数計算は、この法律の定めるところによる。</p> <p>2 他の法令中の端数計算に関する規定がこの法律の規定に矛盾し、又は触れる場合には、この法律の規定が優先する。(国等の債権又は債務の金額の端数計算)</p> <p>第2条 国及び公庫等の債権で金銭の給付を目的とするもの(以下「債権」という。)又は国及び公庫等の債務で金銭の給付を目的とするもの(以下「債務」という。)の確定金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>2 国及び公庫等の債権の確定金額の全額が円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとし、国及び公庫等の債務の確定金額の全額が円未満であるときは、その全額を一円として計算する。</p>	<p><b>第37条</b> 労使協定によって、教員宿舍費は賃金から控除する。その他、<del>懇親会費や保険料などの賃金支払額からの控除は、</del>労使協定によって職員が委託し法人が承認した場合にしか行なわない。</p> <p><b>第38条</b></p> <p><b>第39条</b> 職員の毎月の賃金手取り額は、次のように決定する。</p> <p>一 給料表の給料月額を基本とする。</p> <p>二 調整額を加算する。</p> <p>三 諸手当を加算する。(諸手当の過払い等の精算等を含む。)</p> <p>四 欠勤等控除額を控除する。(翌月に前月の賃金計算期間分を控除)</p> <p>五 法定控除を行う。(税金の年末調整等を含む。)</p> <p>六 労使協定による控除額を控除する。(これがある場合。)</p> <p><b>2</b> 給料、給料の調整額、その他手当に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p><b>3</b> 法人は、これによって定まる賃金の月手取り額を月の賃金支払日に職員本人に通貨で支払う。また期末・勤勉手当は各期末手当支払日に支払う。</p> <p><b>4</b> 賃金支払日に職員本人に賃金の支払いに関する計算書(賃金支払い明細書)を交付する。</p>

## 公立大学法人宮城大学賃金規程検討資料

(H20.11.25)

賃金規程(案) Ver4.5	検討事項	修正案
<p>(賃金台帳)</p> <p><b>第38条</b> 各職員の賃金の支払いに関する明細書は、賃金台帳に記載し、保存する。</p> <p>(賃金の口座振替)</p> <p><b>第39条</b> 賃金は、職員の過半数を代表する者との協定(労使協定)により、職員本人が申し出た金融機関への口座振替の方法により支払うことができる。</p> <p>2 職員は賃金の口座振込先の金融機関を3つまで指定できる。</p> <p>(本人受け取りの例外措置)</p> <p><b>第40条</b> 病気等の理由で職員本人が賃金を受け取ることが出来ない場合には、職員は配偶者等の使用者を立て、使用者を通じて受け取ることが出来る。その際には、本人への確認と本人受領印等での受領の確認を行なう。</p> <p>(賃金支払いの訂正)</p> <p><b>第41条</b> 所定の期日までに各種の許可申請や状況変更の届出がなく、過少に支払われた賃金額の変更は行なわない。他方、各種の許可申請や変更の届出がなく過大に支払われた場合には、賃金支払いの後でも、職員は過払い分を返還しなければならない。</p> <p>(非常時払い)</p> <p><b>第42条</b> 次の各号のどれか1つに該当する場合の費用に充てるため、職員が請求した場合は、支払日以外に既往の勤務に対する給料を支払うことがある。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 職員又は扶養親族の出産、疾病のとき</li> <li>二 職員又は扶養親族が結婚したとき</li> <li>三 扶養親族が死亡したとき</li> <li>四 災害による被害を受けたとき</li> <li>五 職員又は扶養親族がやむを得ない事由により1週間以上にわたって帰郷するとき</li> </ol> <p>(委任)</p> <p><b>第43条</b> この規程に定めるほかに賃金に関して必要な事項は、理事長が経営審議会及び理事会の議を経て別に定める。</p>	<p>3 (略)</p>	<p><b>第40条</b></p> <p><b>第41条</b></p> <p><b>第42条</b></p> <p><b>第43条</b></p> <p><b>第44条</b></p> <p>(宮城県からの派遣職員の特例)</p> <p><b>第45条</b> 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)の規定により宮城県から派遣された職員の賃金は、前各条の規定にかかわらず、宮城県職員の例によるものとする。</p> <p><b>第46条</b></p>

## 公立大学法人宮城大学賃金規程検討資料

(H20.11.25)

賃金規程(案) Ver4.5	検討事項	修正案
<p>附 則 ( 施行 ) 1 この規程は平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。 ( 承継職員の権利 ) 2 施行日である公立大学法人宮城大学の設立時に承継される職員については、施行日における資格・職務・条件等の変化がない限り、施行前日の給料、諸手当の該当部分を同一に維持する。</p> <p>別表第 1 ( 第 6 条関係 ) 教育職給料表 ( 略 )</p> <p>別表第 2 ( 第 6 条関係 ) 事務職給料表 ( 略 )</p> <p>別表第 3 ( 第 6 条関係 ) 技能職給料表 ( 略 )</p> <p>別表第 4 初任給料月額基準 ( 第 9 条関係 ) ( 略 )</p> <p>別表第 5 ( 第 1 8 条関係 ) ……通勤手当額 ( 自動車利用者 ) ( 略 )</p>		<p>別表第 1 ( 第 6 条関係 ) 教育職給料表 ( 略 )</p> <p>別表第 2 ( 第 6 条関係 ) 事務職給料表 ( 略 )</p> <p>別表第 3 ( 第 6 条関係 ) 技能職給料表 ( 略 )</p> <p>別表第 4 初任給料月額基準 ( 第 9 条関係 ) ( 略 )</p> <p>別表第 5 初任給調整手当 ( 第 1 3 条関係 ) ( 略 )</p> <p>別表第 6 ( 第 1 9 条関係 ) ……通勤手当額 ( 自動車利用者 ) ( 略 )</p>

別表第1 (第6条関係)

教育職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級
号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	202,200	263,500	317,000	409,100
2	204,400	266,600	320,500	411,600
3	206,600	269,700	324,000	414,100
4	208,800	272,800	327,500	416,600
5	210,900	275,900	331,100	419,200
6	213,100	278,800	334,600	421,700
7	215,300	281,700	338,100	424,200
8	217,500	284,600	341,600	426,700
9	219,800	287,600	345,200	429,000
10	222,200	290,600	348,500	431,500
11	224,600	293,600	351,800	434,000
12	227,000	296,600	355,100	436,500
13	229,300	299,600	358,400	438,800
14	231,700	302,400	361,000	441,200
15	234,100	305,200	363,600	443,600
16	236,500	308,000	366,200	446,000
17	238,700	310,700	368,900	448,500
18	241,800	313,500	371,200	450,900
19	244,900	316,300	373,500	453,300
20	248,000	319,100	375,800	455,700
21	251,100	321,700	378,000	458,200
22	254,200	324,500	380,100	460,600
23	257,300	327,300	382,200	463,000
24	260,400	330,100	384,300	465,400
25	263,400	332,700	386,300	467,900
26	266,500	335,200	388,200	470,300
27	269,600	337,700	390,100	472,700
28	272,700	340,200	392,000	475,100
29	275,800	342,600	394,000	477,500
30	278,600	344,800	395,800	479,900
31	281,400	347,000	397,600	482,300
32	284,200	349,200	399,400	484,700
33	287,100	351,500	401,300	487,100
34	290,100	353,800	403,100	489,400
35	293,100	356,100	404,900	491,700
36	296,100	358,400	406,700	494,000
37	299,100	360,500	408,300	496,300
38	301,500	362,600	410,000	498,300
39	303,900	364,700	411,700	500,300
40	306,300	366,800	413,400	502,300
41	308,600	368,800	415,100	504,400
42	310,000	370,700	416,800	506,300
43	311,400	372,600	418,500	508,200

公立大学法人宮城大学賃金規程検討資料

(H20.11.25)

44	312,800	374,500	420,200	510,100
45	314,100	376,500	421,700	512,100
46	315,300	378,300	423,300	514,000
47	316,500	380,100	424,900	515,900
48	317,700	381,900	426,500	517,800
49	318,700	383,800	428,100	519,800
50	319,800	385,600	429,400	521,700
51	320,900	387,400	430,700	523,600
52	322,000	389,200	432,000	525,500
53	323,200	390,800	433,200	527,500
54	324,300	392,400	434,300	529,200
55	325,400	394,000	435,400	530,900
56	326,500	395,600	436,500	532,600
57	327,600	397,000	437,700	534,400
58	328,700	398,500	438,800	535,700
59	329,800	400,000	439,900	537,000
60	330,900	401,500	441,000	538,300
61	332,000	402,900	442,100	539,600
62	333,100	404,400	443,200	540,600
63	334,200	405,900	444,300	541,600
64	335,300	407,400	445,400	542,600
65	336,300	408,800	446,400	543,400
66	337,400	410,000	447,400	544,300
67	338,500	411,200	448,400	545,200
68	339,600	412,400	449,400	546,100
69	340,600	413,600	450,500	547,000
70	341,700	414,600	451,500	547,900
71	342,800	415,600	452,500	548,800
72	343,900	416,600	453,500	549,700
73	344,800	417,600	454,600	550,600
74	345,800	418,500	455,600	551,500
75	346,800	419,400	456,600	552,400
76	347,800	420,300	457,600	553,300
77	348,900	421,000	458,600	554,200
78	349,900	421,600	459,300	
79	350,900	422,200	460,000	
80	351,900	422,800	460,700	
81	352,900	423,400	461,500	
82	353,900	424,000	462,200	
83	354,900	424,600	462,900	
84	355,900	425,200	463,600	
85	356,800	425,700	464,100	
86	357,500	426,300	464,800	
87	358,200	426,900	465,500	
88	358,900	427,500	466,200	
89	359,700	428,000	466,700	
90	360,300	428,600		
91	360,900	429,200		
92	361,500	429,800		
93	362,100	430,200		
94	362,600	430,700		

95	363,100	431,200
96	363,600	431,700
97	364,200	432,300
98	364,700	432,800
99	365,200	433,300
100	365,700	433,800
101	366,300	434,400
102	366,800	434,900
103	367,300	435,400
104	367,800	435,900
105	368,400	436,500
106	368,900	
107	369,400	
108	369,900	
109	370,500	
110	371,000	
111	371,500	
112	372,000	
113	372,600	
114	373,100	
115	373,600	
116	374,100	
117	374,600	
118	375,100	
119	375,600	
120	376,100	
121	376,600	
122	377,100	
123	377,600	
124	378,100	
125	378,600	
126	379,100	
127	379,600	
128	380,100	
129	380,600	

備考 この表は、大学に勤務する教授、准教授、講師、助教、助手に適用する。

別表第2 (第6条関係)

事務職給料表

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	給料月額									
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	134,000	183,800	221,100	262,300	289,700	321,100	367,200	414,800	468,700	534,200
2	135,100	185,600	223,000	264,400	292,000	323,400	369,800	417,300	471,800	537,400
3	136,200	187,400	224,900	266,500	294,300	325,700	372,400	419,800	474,900	540,600
4	137,300	189,200	226,800	268,600	296,600	328,000	375,000	422,300	478,000	543,800
5	138,400	190,800	228,600	270,700	298,700	330,300	377,600	424,600	481,100	547,000
6	139,500	192,600	230,600	272,800	301,000	332,500	380,200	427,000	484,200	549,500
7	140,600	194,400	232,600	274,900	303,300	334,700	382,800	429,400	487,300	552,000
8	141,700	196,200	234,600	277,000	305,600	336,900	385,400	431,800	490,400	554,500
9	142,800	198,000	236,600	279,100	307,800	339,200	388,000	434,100	493,400	557,000
10	144,100	199,800	238,600	281,200	310,100	341,400	390,700	436,400	496,500	558,900
11	145,400	201,600	240,600	283,300	312,400	343,600	393,400	438,700	499,600	560,800
12	146,700	203,400	242,600	285,400	314,700	345,800	396,100	441,000	502,700	562,700
13	148,000	205,000	244,600	287,500	316,900	347,800	398,700	443,200	505,700	564,500
14	149,500	206,900	246,600	289,600	319,100	349,900	401,100	445,200	508,100	566,000
15	151,000	208,800	248,600	291,700	321,300	352,000	403,500	447,200	510,500	567,500
16	152,500	210,700	250,600	293,800	323,500	354,100	405,900	449,200	512,900	569,000
17	153,800	212,600	252,600	295,900	325,700	356,300	408,200	451,200	515,400	570,500
18	155,300	214,600	254,600	298,000	327,800	358,300	410,300	453,000	516,900	571,700
19	156,800	216,600	256,600	300,100	329,900	360,300	412,400	454,800	518,400	572,900
20	158,300	218,600	258,600	302,200	332,000	362,300	414,500	456,600	519,900	574,100
21	159,700	220,400	260,500	304,300	334,100	364,400	416,600	458,400	521,200	575,300
22	162,300	222,400	262,400	306,400	336,200	366,400	418,600	459,900	522,700	
23	164,900	224,400	264,300	308,500	338,300	368,400	420,600	461,400	524,200	
24	167,500	226,400	266,200	310,600	340,400	370,400	422,600	462,900	525,700	
25	170,200	228,300	268,200	312,600	342,300	372,500	424,700	464,400	527,000	
26	171,900	230,200	270,100	314,700	344,300	374,500	426,300	465,800	528,200	
27	173,600	232,100	272,000	316,800	346,300	376,500	427,900	467,200	529,400	
28	175,300	234,000	273,900	318,900	348,300	378,500	429,500	468,600	530,600	
29	176,800	235,700	275,800	320,900	350,200	380,500	431,200	469,800	531,800	
30	178,600	237,300	277,700	323,000	352,100	382,400	432,500	470,600	532,700	
31	180,400	238,900	279,600	325,100	354,000	384,300	433,800	471,400	533,600	
32	182,200	240,500	281,500	327,200	355,900	386,200	435,100	472,200	534,500	
33	183,800	242,100	283,200	329,100	357,800	388,000	436,400	473,000	535,400	
34	185,300	243,700	285,100	331,200	359,600	389,700	437,700	473,800	536,300	
35	186,800	245,300	287,000	333,300	361,400	391,400	439,000	474,600	537,200	
36	188,300	246,900	288,900	335,400	363,200	393,100	440,300	475,400	538,100	
37	189,600	248,400	290,600	337,300	365,100	394,800	441,600	476,200	539,000	

公立大学法人宮城大学賃金規程検討資料

(H20.11.25)

38	190,900	250,000	292,400	339,300	366,600	396,000	442,500	477,000	539,900
39	192,200	251,600	294,200	341,300	368,100	397,200	443,400	477,800	540,800
40	193,500	253,200	296,000	343,300	369,600	398,400	444,300	478,600	541,700
41	194,900	254,600	297,900	345,200	371,100	399,600	445,100	479,400	542,600
42	196,200	256,000	299,600	347,100	372,300	400,800	445,900	480,200	
43	197,500	257,400	301,300	349,000	373,500	402,000	446,700	481,000	
44	198,800	258,800	303,000	350,900	374,700	403,200	447,500	481,800	
45	200,000	260,100	304,700	352,800	375,700	404,200	448,300	482,600	
46	201,300	261,500	306,400	354,400	376,600	404,900	449,100		
47	202,600	262,900	308,100	356,000	377,500	405,600	449,900		
48	203,900	264,300	309,800	357,600	378,400	406,300	450,700		
49	205,100	265,600	311,300	359,300	379,400	407,100	451,300		
50	206,300	266,900	312,900	360,500	380,200	407,800	452,100		
51	207,500	268,200	314,500	361,700	381,000	408,500	452,900		
52	208,700	269,500	316,100	362,900	381,800	409,200	453,700		
53	210,000	270,600	317,800	363,900	382,700	410,000	454,300		
54	211,100	271,900	319,400	365,000	383,400	410,700	455,100		
55	212,200	273,200	321,000	366,100	384,100	411,400	455,900		
56	213,300	274,500	322,600	367,200	384,800	412,100	456,700		
57	214,400	275,700	324,100	368,100	385,500	412,800	457,300		
58	215,500	276,800	325,300	368,800	386,200	413,500	458,100		
59	216,600	277,900	326,500	369,500	386,900	414,200	458,900		
60	217,700	279,000	327,700	370,200	387,600	414,900	459,700		
61	218,800	280,200	328,800	370,800	388,100	415,500	460,300		
62	219,900	281,200	329,800	371,500	388,800	416,200			
63	221,000	282,200	330,800	372,200	389,500	416,900			
64	222,100	283,200	331,800	372,900	390,200	417,600			
65	223,000	284,200	332,700	373,400	390,700	418,100			
66	224,100	285,100	333,500	374,100	391,400	418,800			
67	225,200	286,000	334,300	374,800	392,100	419,500			
68	226,300	286,900	335,100	375,500	392,800	420,200			
69	227,300	287,900	336,000	376,000	393,300	420,700			
70	228,100	288,700	336,700	376,700	394,000	421,400			
71	228,900	289,500	337,400	377,400	394,700	422,100			
72	229,700	290,300	338,100	378,100	395,400	422,800			
73	230,500	291,100	338,600	378,600	395,900	423,300			
74	231,200	291,600	339,200	379,300	396,600	424,000			
75	231,900	292,100	339,800	380,000	397,300	424,700			
76	232,600	292,600	340,400	380,700	398,000	425,400			
77	233,400	293,000	340,800	381,200	398,500	425,900			
78	234,200	293,400	341,300	381,800	399,200				
79	235,000	293,800	341,800	382,400	399,900				
80	235,800	294,200	342,300	383,000	400,600				
81	236,500	294,500	342,800	383,700	401,100				
82	237,200	294,900	343,300	384,300	401,800				
83	237,900	295,300	343,800	384,900	402,500				
84	238,600	295,700	344,300	385,500	403,200				
85	239,400	296,000	344,800	386,200	403,700				
86	240,100	296,400	345,300	386,800					
87	240,800	296,800	345,800	387,400					
88	241,500	297,200	346,300	388,000					

89	242,300	297,500	346,700	388,700					
90	242,800	297,900	347,200	389,300					
91	243,300	298,300	347,700	389,900					
92	243,800	298,700	348,200	390,500					
93	244,100	298,900	348,500	391,200					
94		299,300	349,000						
95		299,700	349,500						
96		300,100	350,000						
97		300,300	350,300						
98		300,700	350,800						
99		301,100	351,300						
100		301,500	351,800						
101		301,700	352,100						
102		302,100	352,500						
103		302,500	352,900						
104		302,900	353,300						
105		303,100	353,800						
106		303,500	354,200						
107		303,900	354,600						
108		304,300	355,000						
109		304,500	355,500						
110		304,900	355,900						
111		305,300	356,300						
112		305,700	356,700						
113		305,900	357,200						
114		306,300							
115		306,700							
116		307,100							
117		307,300							
118		307,600							
119		307,900							
120		308,200							
121		308,600							
122		308,900							
123		309,200							
124		309,500							
125		309,900							

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第3 (第6条関係)

技能職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級
号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	120,200	194,800	212,700	279,700
2	121,100	196,200	214,400	281,600
3	122,000	197,600	216,100	283,500
4	122,900	199,000	217,800	285,400
5	123,900	200,500	219,300	287,300
6	124,900	202,000	220,500	289,200
7	125,900	203,500	221,700	291,100
8	126,900	205,000	222,900	293,000
9	127,700	206,500	224,200	294,700
10	128,700	208,100	225,800	296,500
11	129,700	209,700	227,400	298,300
12	130,700	211,300	229,000	300,100
13	131,500	212,700	230,700	301,700
14	132,500	213,700	232,500	303,400
15	133,500	214,700	234,300	305,100
16	134,500	215,700	236,100	306,800
17	135,600	216,500	238,100	308,400
18	136,800	217,500	239,700	310,100
19	138,000	218,500	241,300	311,800
20	139,200	219,500	242,900	313,500
21	140,300	220,400	244,500	315,000
22	142,200	222,400	246,100	316,500
23	144,100	224,400	247,700	318,000
24	146,000	226,400	249,300	319,500
25	148,000	228,300	250,800	321,100
26	149,500	230,200	252,400	322,600
27	151,000	232,100	254,000	324,100
28	152,500	234,000	255,600	325,600
29	153,800	235,700	257,000	327,200
30	155,300	237,300	258,400	329,700
31	156,800	238,900	259,800	332,200
32	158,300	240,500	261,200	334,700
33	159,700	242,100	262,500	337,300
34	161,300	243,700	263,900	339,300
35	162,900	245,300	265,300	341,300
36	164,500	246,900	266,700	343,300
37	166,000	248,400	268,200	345,200
38	167,200	250,000	270,100	347,100
39	168,400	251,600	272,000	349,000

40	169,600	253,200	273,900	350,900
41	170,600	254,600	275,800	352,800
42	172,200	256,000	277,700	354,400
43	173,800	257,400	279,600	356,000
44	175,400	258,800	281,500	357,600
45	177,000	260,100	283,200	359,300
46	178,300	261,500	285,100	360,500
47	179,600	262,900	287,000	361,700
48	180,900	264,300	288,900	362,900
49	182,200	265,600	290,600	363,900
50	184,000	266,900	292,400	365,000
51	185,800	268,200	294,200	366,100
52	187,600	269,500	296,000	367,200
53	189,600	270,600	297,900	368,100
54	190,900	271,900	299,600	368,800
55	192,200	273,200	301,300	369,500
56	193,500	274,500	303,000	370,200
57	194,900	275,700	304,700	370,800
58	196,200	276,800	306,400	371,500
59	197,500	277,900	308,100	372,200
60	198,800	279,000	309,800	372,900
61	200,600	280,200	311,300	373,400
62	202,600	281,200	312,900	374,100
63	204,600	282,200	314,500	374,800
64	206,600	283,200	316,100	375,500
65	208,800	284,200	317,800	376,000
66	210,100	285,100	319,400	376,700
67	211,400	286,000	321,000	377,400
68	212,700	286,900	322,600	378,100
69	214,400	287,900	324,100	378,600
70	215,500	288,700	325,300	379,300
71	216,600	289,500	326,500	380,000
72	217,700	290,300	327,700	380,700
73	218,800	291,100	328,800	381,200
74	220,100	291,600	329,800	381,800
75	221,400	292,100	330,800	382,400
76	222,700	292,600	331,800	383,000
77	224,200	293,000	332,700	383,700
78	225,800	293,400	333,500	384,300
79	227,400	293,800	334,300	384,900
80	229,000	294,200	335,100	385,500
81	230,700	294,500	336,000	386,200
82	232,200	294,900	336,700	386,800
83	233,700	295,300	337,400	387,400
84	235,200	295,700	338,100	388,000
85	236,600	296,000	338,600	388,700
86	238,000	296,400	339,200	389,300
87	239,400	296,800	339,800	389,900
88	240,800	297,200	340,400	390,500
89	242,100	297,500	340,800	391,200
90	243,500	297,900	341,300	

91	244,900	298,300	341,800
92	246,300	298,700	342,300
93	247,600	298,900	342,800
94	249,000	299,300	343,300
95	250,400	299,700	343,800
96	251,800	300,100	344,300
97	253,000	300,300	344,800
98	254,300	300,700	345,300
99	255,600	301,100	345,800
100	256,900	301,500	346,300
101	258,000	301,700	346,700
102	259,200	302,100	347,200
103	260,400	302,500	347,700
104	261,600	302,900	348,200
105	262,900	303,100	348,500
106	264,100	303,500	349,000
107	265,300	303,900	349,500
108	266,500	304,300	350,000
109	267,600	304,500	350,300
110	268,800	304,900	350,800
111	270,000	305,300	351,300
112	271,200	305,700	351,800
113	272,200	305,900	352,100
114	273,300	306,300	352,500
115	274,400	306,700	352,900
116	275,500	307,100	353,300
117	276,600	307,300	353,800
118	277,700	307,600	354,200
119	278,800	307,900	354,600
120	279,900	308,200	355,000
121	281,000	308,600	355,500
122		308,900	355,900
123		309,200	356,300
124		309,500	356,700
125		309,900	357,200

備考 この表は、技師に適用する。

**別表4** 初任給料月額基準 (第9条関係)

最終学歴	職務経験年数	職	初任給料表級・号
4年制大学卒業	0	事務職	事務職1級22号俸
	0	教育職(助手)	教育職1級5号俸
大学院修士課程修了	0	教育職(助教)	教育職1級17号俸
大学院博士課程修了	0	教育職(助教)	教育職1級33号俸

(注) 職とその等級別に選考採用(昇任を含む)し、職員の学歴、職務経験年数等を考慮にして、給料表の級・号俸の適用を定める。

職務経験年数の換算は、宮城県人事委員会規則7-33(初任給,昇格,昇級との基準)別表第4に掲げる率とし、同種の職種は100/100,異種の職種は80/100とする。なお、同規則第15条の規程により、5年を超える経験は18月で除して得られる月数とする(2/3)。

(例示)

最終学歴	職務経験年数	職	初任給料表級・号
4年制大学卒業	3年(民間異種等)	教育職(助手)	教育職1級14号俸
	3年(大学教員等)	教育職(助手)	教育職1級17号俸
	10年(民間異種等)	事務職	事務職2級18号俸
	20年(民間異種等)	事務職	事務職3級16号俸
大学院修士課程修了	5年(民間異種等)	教育職(准教授)	教育職3級17号俸
	5年(大学教員等)	教育職(准教授)	教育職3級21号俸
大学院博士課程修了	15年(民間異種等)	教育職(教授)	教育職4級1号俸
	15年(大学教員等)	教育職(教授)	教育職4級4号俸

別表5 (第13条関係)

1年未満	50,000
1年以上2年未満	50,000
2年以上3年未満	50,000
3年以上4年未満	50,000
4年以上5年未満	50,000
5年以上6年未満	50,000
6年以上7年未満	48,200
7年以上8年未満	46,400
8年以上9年未満	44,600
9年以上10年未満	42,800
10年以上11年未満	41,000
11年以上12年未満	39,200
12年以上13年未満	37,400
13年以上14年未満	35,600
14年以上15年未満	34,200
15年以上16年未満	32,800
16年以上17年未満	31,400
17年以上18年未満	30,000
18年以上19年未満	28,600
19年以上20年未満	27,200
20年以上21年未満	25,800
21年以上22年未満	25,200
22年以上23年未満	24,600
23年以上24年未満	23,700
24年以上25年未満	23,100
25年以上26年未満	22,500
26年以上27年未満	21,900
27年以上28年未満	21,300
28年以上29年未満	20,600
29年以上30年未満	20,300
30年以上31年未満	19,900
31年以上32年未満	19,300
32年以上33年未満	18,500
33年以上34年未満	17,600
34年以上35年未満	16,900

別表6 (第18条関係)

## イ 普通自動車等を使用する職員

普通自動車等の使用距離(片道)	支給月額
4キロメートル未満	2,200円
4キロメートル以上 6キロメートル未満	4,100
6キロメートル以上 8キロメートル未満	4,900
8キロメートル以上 10キロメートル未満	6,000
10キロメートル以上 12キロメートル未満	7,000
12キロメートル以上 14キロメートル未満	8,000
14キロメートル以上 16キロメートル未満	9,000
16キロメートル以上 18キロメートル未満	10,200
18キロメートル以上 20キロメートル未満	11,300
20キロメートル以上 22キロメートル未満	12,500
22キロメートル以上 24キロメートル未満	13,700
24キロメートル以上 26キロメートル未満	14,800
26キロメートル以上 28キロメートル未満	16,000
28キロメートル以上 30キロメートル未満	17,100
30キロメートル以上 32キロメートル未満	18,300
32キロメートル以上 34キロメートル未満	19,500
34キロメートル以上 36キロメートル未満	20,700
36キロメートル以上 38キロメートル未満	21,800
38キロメートル以上 40キロメートル未満	23,000
40キロメートル以上 42キロメートル未満	24,200
42キロメートル以上 44キロメートル未満	25,400
44キロメートル以上 46キロメートル未満	26,600
46キロメートル以上 48キロメートル未満	27,700
48キロメートル以上 50キロメートル未満	28,900
50キロメートル以上 52キロメートル未満	30,000
52キロメートル以上 54キロメートル未満	31,000
54キロメートル以上 56キロメートル未満	31,400
56キロメートル以上 58キロメートル未満	31,700
58キロメートル以上 60キロメートル未満	32,100
60キロメートル以上	33,000

ロ 普通自動車等以外を使用する職員

普通自動車等以外の自動車等の使用距離(片道)	支給月額
5キロメートル未満	2,000円
5キロメートル以上 10キロメートル未満	4,100
10キロメートル以上 15キロメートル未満	6,500
15キロメートル以上 20キロメートル未満	8,900
20キロメートル以上 25キロメートル未満	11,300
25キロメートル以上 30キロメートル未満	13,700
30キロメートル以上 35キロメートル未満	16,100
35キロメートル以上 40キロメートル未満	18,500
40キロメートル以上 45キロメートル未満	20,900
45キロメートル以上 50キロメートル未満	21,800
50キロメートル以上 55キロメートル未満	22,700
55キロメートル以上 60キロメートル未満	23,600
60キロメートル以上	24,500